第十次西都市高齢者保健福祉計画第九期西都市介護保険事業計画

2024年度(令和6年度)~2026年度(令和8年度)



令和6年3月 西都市健康管理課

ごあいさつ

全国的に高齢化及び生産年齢人口の減少が進行する中で、本市においても人口が減少してきており、高齢化率が全国平均を上回っている現状にあります。

高齢者を社会全体で支え合う仕組みとして創設された介護保険制度 は、24年が経過し、介護サービス利用者及び介護サービス提供事業所



も増加し、高齢者の生活の支えとして定着してきています。あわせて、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、高齢者が住み慣れた地域で日常生活が送れるよう地域包括ケアシステムの構築を目指し、施策展開してきました。

そのような中、令和2年から感染拡大した新型コロナウイルス感染症の影響もあり、介護事業所の人材確保や地域のつながりの希薄化などの課題も深刻化してきています。

今回の「第十次西都市高齢者保健福祉計画・第九期西都市介護保険事業計画」は、前期計画の実施状況、地域における高齢者のニーズの検証、地域の課題、計画期間中に迎える団塊の世代全てが75歳以上となる2025年(令和7年)、さらに団塊ジュニア世代が65歳になる2040年(令和22年)までを視野に入れて策定しました。

これまでの事業を継承しつつ、地域包括ケアシステムをより深化させ、高齢者の自立支援や重度 化防止に取り組むとともに、高齢化とともに認知症の方が増えていくことが予想されることから、 その本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の構築を推進し、地域共生社会の実 現に向けて、高齢者福祉施策の更なる充実を図ることといたしました。

これから新たな計画に沿って、個人としての自立と尊厳を確保しながら、活き活きと健やかに暮らすことができるまちを目指し、関係機関や地域の皆様方と一体となって取り組んで参りますので、 ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました「西都市介護保険事業計画策定委員会」 委員の皆様をはじめ、介護予防・日常生活圏ニーズ調査や在宅介護実態調査等を通じて貴重なご意 見やご提案をお寄せいただいた多くの市民の方々に深く感謝申し上げます。

> 令和6年3月 西都市長 橋田 和実

目 次

第	1	咅	ß	総論	
第	1	蓒	<u> </u>	計画の概要	
	1		計	画策定の背景	1
	2		計	画の位置づけ2	2
	3		計	画の期間	3
	4	٠.	計	画策定の経緯	3
	5	· .	第	八期西都市計画の評価	3
	6		検	討会、策定委員会の実施	1
	7	٠.	日	常生活圏域の設定	1
	8	3.	介	護保険法等の改正経過	5
	9	١.	基	本指針に基づいた第九期介護保険事業計画のポイント	5
第	2	. 章	章	西都市の現状	
	1		高	齢者の状況	7
	2		高	齢者世帯の推移	3
	3	3.	要	介護(要支援)認定者の状況)
				整済み重度認定率指数と軽度認定率指数の分布(保険者比較)10	
	5		介	護サービスの状況1:	1
		(1)	介護費用額の推移1	1
		(2)	施設・居住系・在宅受給者数、受給率の推移12	2
		(3)	施設サービス受給率等の推移13	3
		(4)	居住系サービス受給率等の推移13	3
		(5)	在宅サービス受給率等の推移14	1
		(6)	調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額の分布(保険者比較)1!	5
	6			護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果16	
		(1)	調査の概要16	5
		(2)	調査結果17	7
	7	٠.	在	宅介護実態調査 調査結果27	7
		(1)	基本調査項目	7
		(2)	主な介護者様用の調査項目30)
第	3	텋	貢	施策の展開と方向性	
	1		計	画の基本理念32	2
	2		本	市における重点施策目標	2

(1) 在宅医療・介護連携の推進32
(2)認知症施策の推進33
(3)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進33
(4)地域ケア会議の推進34
(5)高齢者の居住安定に係る施策との連携34
(6)介護サービス及び地域支援事業の円滑な提供34
(7)介護給付等に関する費用の適正化34
(8)地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上34
(9) デジタル社会を生きる高齢者への支援35
(10) 介護に取り組む家族等への支援の充実35
3 体系図36
第2部 各 論
第1章 高齢者保健福祉計画
1. 高齢者福祉サービスの推進39
(1)健康づくりの推進39
(2)在宅高齢者支援事業39
(3)福祉施設47
(4)介護保険以外の入所・入居施設48
(5) 敬老事業・その他事業51
(6) 社会参加・生きがいづくり対策54
2. 災害や感染症対策に係る体制整備60
(1)避難行動要支援者情報の共有60
(2)新型コロナウイルス等感染症対策60
(3)要支援者に対する事前対策61
3. サービス基盤整備65
(1) 高齢者を見守り、支える地域づくりの推進65
第2章 地域支援事業
1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて67
2. 地域支援事業の概要68
3. 介護予防・日常生活支援総合事業68
(1)介護予防・生活支援サービス事業(対象者:要支援 1・2 及び事業対象者)68
(2)一般介護予防事業(対象者:すべての高齢者)71

	4.	. 包:	括的支援事業76
		(1)	地域包括支援センターの運営・地域ケア会議の充実76
		(2)	総合相談支援業務77
		(3)	権利擁護業務81
		(4)	包括的・継続的マネジメント支援業務84
		(5)	在宅医療・介護連携の推進84
		(6)	認知症施策の推進85
		(7)	生活支援サービスの体制整備89
	5.	. 任	意事業89
		(1)	介護給付費適正化事業89
		(2)	その他の事業90
第	3	章	介護保険事業計画
	1.	. 居	宅介護サービス・介護予防サービスの実績と見込量95
		(1)	訪問介護95
		(2)	訪問入浴介護·介護予防訪問入浴介護95
		(3)	訪問看護・介護予防訪問看護96
		(4)	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション96
		(5)	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導97
		(6)	通所介護97
		(7)	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション97
		(8)	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護98
		(9)	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(老健)98
		(10)	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(病院等)99
		(11)	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与99
		(12)	特定福祉用具購入費・介護予防特定福祉用具購入費99
		(13)	(住宅改修費・介護予防住宅改修費100
		(14)	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護100
	2.	. 地	域密着型サービス・介護予防地域密着型サービスの実績と見込量101
		(1)	地域密着型通所介護101
		(2)	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護102
		(3)	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護102
		(4)	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)102
		(5)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護102

	3. 施設サービスの実績と見込量	.103
	(1)介護老人福祉施設	.103
	(2)介護老人保健施設	.103
	(3)介護療養型医療施設	103
	(4)介護医療院	103
	4. 居宅介護支援・介護予防支援の実績と見込量	104
	5. 施設サービスの利用定員の状況	.104
	6. 第九期計画期間の地域密着型サービス事業所整備予定数	.104
	7. 第八期介護保険給付費の実績(見込額)	.105
	(1)予防給付費の実績(見込額)	. 105
	(2)介護給付費の実績(見込額)	.106
第	54章 将来人口推計と介護保険事業費の見込み	
	1. 将来人口推計	.107
	(1)年齢階層別人口の推計	.107
	(2)被保険者数の推計	.108
	(3)要支援・要介護認定者数の推計	.108
	2. 介護保険料事業給付費の見込み	.109
	(1)第九期予防給付費の見込額	.109
	(2)第九期介護給付費の見込額	.110
	3. 第九期地域支援事業費の見込額	.111
	(1)介護予防·日常生活支援総合事業	.111
	(2)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	.112
	(3)包括的支援事業(社会保障充実分)	.112
	(4)地域支援事業費の合計	.112
	4. 第九期総給付費の見込額	.113
	(1)第九期総給付費の見込額	.113
	5. 第1号被保険者の保険料の設定	.113
	(1)介護保険の財源構成	.113
	(2)第九期保険料収納必要額	.114
	(3)介護保険料の算出方法	.115
	(4)第九期介護保険料の見込	.116
	5. 2025 年・2040 年のサービス量・保険料推計	.118
	(1)年齢階層別総人口の推計	.118

(2)被保険者数の推計	119
(3)要支援・要介護認定者の推計	119
(4)介護給付費の見込額	120
(5)予防給付費の見込額	121
(6)総給付額の推計	121
(7)日常生活・介護予防総合事業費の推計	122
(8)包括的支援事業費(地域包括支援センターの運営)・任意事業費の推計	123
(9)包括的支援事業費(社会保障充実分)の推計	123
(10) 地域支援事業費の合計	123
(11)介護保険料基準額の指標	124
(12)介護保険基準額(月額)の内訳	124
第5章 介護保険制度の円滑な運営	
1. 適切な制度運営のための体制整備とサービスの質の向上	125
(1)介護人材の確保	125
(2) 密接な連携による地域福祉コミュニティの構築	125
(3)地域包括支援センター事業の円滑な運営と総合事業等の効果的な実施	125
(4)サービス事業者への情報提供や指導監督等の充実	125
2. 持続可能な制度運営のための支援体制の充実	126
(1)公平・中立な要介護認定の推進	126
(2) ケアマネジメントの適正化支援	126
(3)制度の普及啓発等	126
(4)介護サービス利用者への的確な相談・情報提供の推進	126
(5)費用負担の公平化	126
(6)事業推進に向けた関係各課等との連携強化	127
資料編	
1. 策定の経緯	128
2. 西都市介護保険事業計画策定委員会設置要綱	129
3. 西都市介護保険事業計画策定委員会委員名簿	131

第1部総論



第1部 総論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設されました。 介護保険制度は、その創設から 24年が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の 3倍を超えており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

2025年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えます。75歳以上人口は2055年(令和37年)まで増加傾向となっており、介護ニーズの高い85歳以上人口は2035年(令和17年)頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年(令和42年)頃まで増加が見込まれます。

また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる地域もありますが、都市部を中心に 2040 年まで増え続ける保険者も多く、人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なります。また、中山間地域等では、介護の資源が非常に脆弱な地域も存在します。こうした各地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要です。

また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加のほか、85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まります。必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要です。

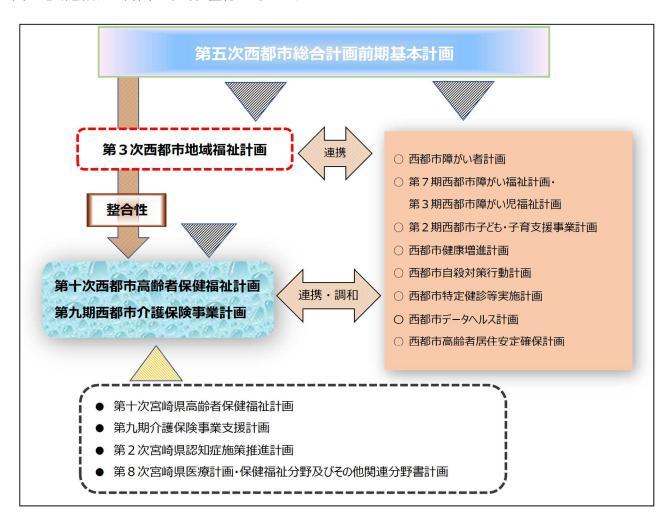
こうした状況を踏まえ、中長期的な目標を示した上で、令和6年度から令和8年度までの第十次西都市高齢者保健福祉計画・第九期西都市介護保険事業計画(以下、第十次西都市計画・第九期西都市計画という。)を策定するための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた高齢者福祉サービス、介護給付等対象サービス(介護給付又は予防給付に係る居宅サービス等をいう。)を提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とするものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条に基づく介護保険 事業計画を一体的に策定するものです。

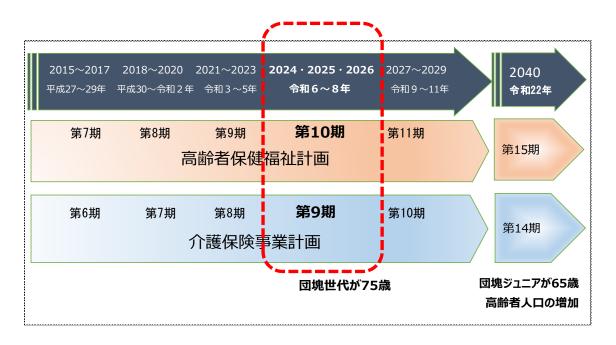
計画策定においては、上位計画である「第五次西都市総合計画前期基本計画」や保健福祉分野の関連計画をはじめ、「第十次宮崎県高齢者保健福祉計画・第九期介護保険事業支援計画」や「第8次宮崎県医療計画」等とも整合性を図りながら、高齢者全体の保健・医療・福祉の施策全般を一体的に策定します。

また、本市らしい地域包括ケアシステムを深化・推進していくことを目指すために、第九期西都市計画も地域包括ケア計画として位置付けています。



3. 計画の期間

第十次西都市計画・第九期西都市計画の計画期間は2024年度(令和6年度)から2026年度(令和8年度)までの3か年とします。また、本計画中の2025年度(令和7年度)に団塊の世代が後期高齢者となり、全国的に高齢者人口が増加し、ピークとなる2040年(令和22年)までを見据えた中長期的な視点で、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、3年ごとに見直し・改善を図るものです。



4. 計画策定の経緯

第十次西都市計画・第九期西都市計画の策定にあたり、第八期計画期間における本市の高齢者を取り 巻く現状や介護保険サービスの提供状況、利用者の満足度、利用意向などを把握するために、一般高齢 者(第1号被保険者)を対象とした無作為抽出による介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と、要支援・ 要介護認定者(在宅者)の介護者を対象とした郵送法による在宅介護実態調査を実施しました。

それらの結果を分析整理し、地域の課題や二ーズを検証して可能な限り第十次西都市計画・第九期西 都市計画の施策展開・方向性に反映します。

5. 第八期西都市計画の評価

本計画の策定にあたり、第八期西都市計画の各施策の数値目標に対する実績値を把握し、目標と実績値との比較評価及び検証を行った上で評価結果を第十次西都市計画・第九期西都市計画の各施策に反映します。

6. 検討会、策定委員会の実施

本計画は、高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営主管課である福祉事務所、健康管理課のほか、関連する各課及び県等との連携を図ります。

また、高齢者福祉事業及び介護保険事業は幅広い関係者の参画により、本市の特性に応じた事業展開が期待されるため、行政機関内部だけでなく、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者(地域住民)代表、費用負担関係者等で構成する「西都市介護保険事業計画等策定委員会」(以下、本委員会)を設置し、第十次西都市計画・第九期西都市計画を策定します。

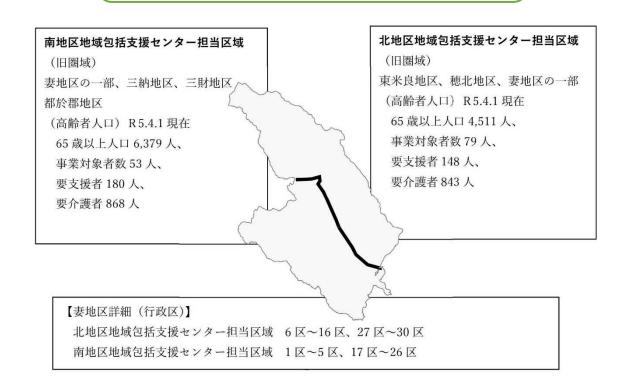
7. 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら、安心して生活できることが重要です。

このため、国は、日常生活圏域を地理的条件、人口、交通事情等の社会条件及び介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを構築する区域を 念頭において定めることとしています。

本市では、北地区地域包括支援センターの担当区域と南地区地域包括支援センターの担当区域をそれぞれ圏域として設定します。

西都市日常生活圏域 2圏域



など

8. 介護保険法等の改正経過

第1期 (平成12年度~)

平成12年4月 介護保険法施行

第2期 (平成15年度~)

平成17年改正(平成18年4月等施行)

- ○介護予防の重視
- ○施設給付の見直し
- ○地域密着型サービスの創設
- ○介護サービス情報の公表 など

第3期 (平成18年度~)

平成20年改正(平成21年5月施行)

- ○介護サービス事業者の法令遵守などの業務管理体制の整備
- ○介護サービス事業者に対する休止・廃止の事前届出制 など

第4期 (平成21年度~)

平成23年改正(平成24年4月等施行)

- ○地域包括ケアの推進
- ・地域密着型サービスに定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスを創設
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の創設 など
- ○介護職員によるたんの吸引の実施
- ○有料老人ホームなどにおける前払金の返還に関する利用者保護
- ○地域密着型サービスの公募・選考による指定が可能 など

第5期 (平成24年度~)

平成26年改正(平成27年4月等施行)

- ○地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の充実
- ・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進 など
- ○全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に 移行し、多様化
- ○低所得の第1号被保険者の保険料の軽減割合を拡大
- ○一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ(平成27年8月)

第6期 (平成27年度~)

平成29年改正(平成30年4月等施行)

- ○地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進
- ・医療・介護の連携の推進等
- ・地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等
- ○介護保険制度の持続可能性の確保
- ・現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し
- ・介護納付金における総報酬割の導入

第7期 (平成30年度~)

令和2年改正(令和3年4月以降施行)

- ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の 構築の支援
- ○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進
- ○介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化
- ○社会福祉連携推進法人制度の創設

第8期 (令和3年度~)

9. 基本指針に基づいた第九期介護保険事業計画のポイント

2024年(令和6年)4月以降に施行される介護保険法改正(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律)の内容は以下のとおりです。

第9期 (令和6年度~)

<令和6年4月施行の介護保険法等改正ポイント>

□ 介護情報基盤の整備

- ○介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
- *被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用する ことを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
- *市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする

Ⅱ ↑ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- 〇介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の 事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
- *各事業所・施設に対して詳細な財務状況(損益計算書等の情報)の報告を義務付け ※職種別の給与(給料・賞与)は任意事項。 国が、当該情報を収集・整理し、分析した 情報を公表

Ⅲ 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- ○介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進
- *都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設など

□ 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- ○看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
- *看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス(療養上の世話又は必要な診療の補助)が含まれる旨を明確化など

∨ 地域包括支援センターの体制整備等

- ○地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体 制を整備
- *要支援者等に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)も市町 村からの指定を受けて実施可能とするなど

第2章 西都市の現状

1. 高齢者の状況

本市の総人口は、令和4年は28,924人であり、65歳以上の高齢者人口は11,031人、高齢化率は 38.1%となっています。平成30年と比較して、総人口は1,630人減少している一方、高齢者人口は163 人増加し、高齢化率は2.5%増加しています。

単位:人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口	30,554	30,134	29,704	29,207	28,924
40~64歳人口	9,532	9,373	9,195	8,922	8,767
前期高齢者人口 (65~74歳)	5,097	5,114	5,202	5,362	5,230
後期高齢者人口 (75歳以上)	5,771	5,810	5,784	5,697	5,801
高齢者人口合計 (65歳以上)	10,868	10,924	10,986	11,059	11,031
前期高齢者割合 (65~74歳)	16.7%	17.0%	17.5%	18.4%	18.1%
後期高齢者割合 (75歳以上)	18.9%	19.3%	19.5%	19.5%	20.1%
高齢化率 (65歳以上割合)	35.6%	36.3%	37.0%	37.9%	38.1%

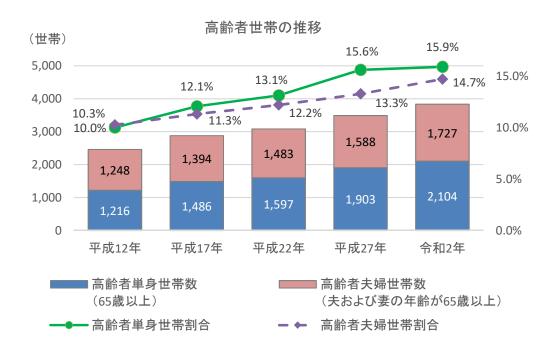
出典:住民基本台帳(各年10月1日現在)

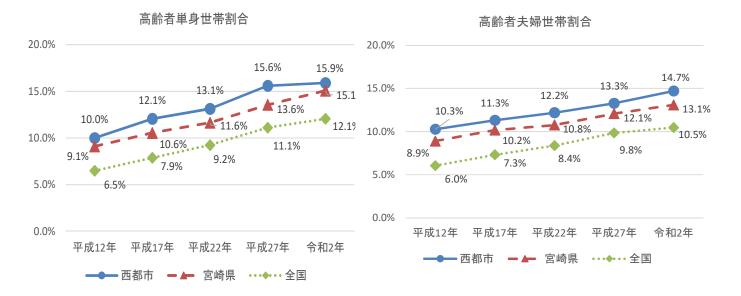
人口と高齢化率の推移 30,554 30,134 (人) 29,207 29,704 28,924 50.0% lack30,000 38.1% 37.0% 37.9% 36.3% 35.6% 25,000 40.0% 20,000 30.0% 5,771 5,810 5,784 5,697 5,801 15,000 20.0% 5,097 5,114 5,202 5,362 5,230 10.000 10.0% 5,000 9,532 9,373 9,195 8,922 8,767 0 0.0% 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 ■40~64歳人口 ■ 高齢者人口 □□□ 高齢者人口 → 総人口 - ● - 高齢化率 (前期高齢者) (後期高齢者)

2. 高齢者世帯の推移

「高齢者単身世帯数」「高齢者夫婦世帯数」ともに増加傾向にあります。令和2年の高齢者単身世帯数は2,104世帯であり、一般世帯に占める割合は17.7%、高齢者夫婦世帯数は1,727世帯であり、一般世帯に占める割合は15.9%となっています。

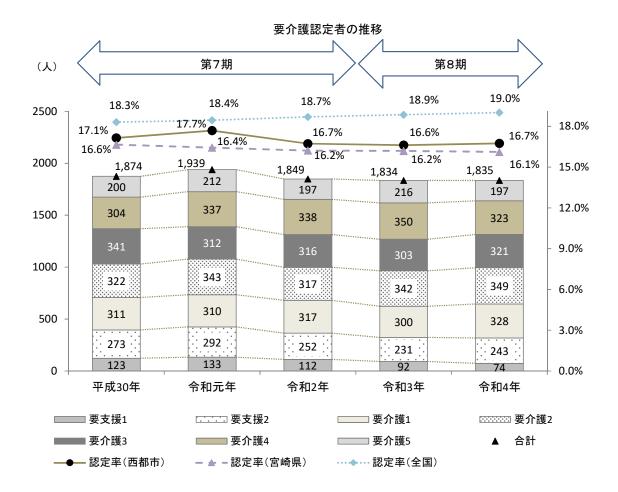
高齢者単身世帯数及び高齢者夫婦世帯数の一般世帯に占める割合は、いずれも全国平均及び宮崎県平均を上回っています。





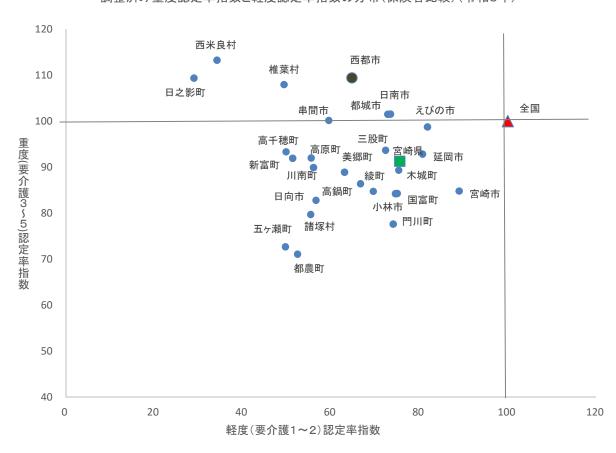
3. 要介護(要支援)認定者の状況

要介護(要支援)認定者数は増減を繰り返しながら推移しており、令和4年度は1,835人となっています。また、第1号被保険者に占める認定者の割合(認定率)は16.7%であり、全国平均よりは低く、宮崎県平均よりは若干高くなっています。



4. 調整済み重度認定率指数と軽度認定率指数の分布(保険者比較)

調整済み重度(要介護3~5)認定率指数と軽度(要支援1~要介護2)認定率指数の状況を見ると、 全国の各認定率指数を100としたとき、本市は重度認定率指数が109.5、軽度認定率指数が64.7となって おり、重度認定率指数に関しては、全国平均及び宮崎県平均を上回っています。



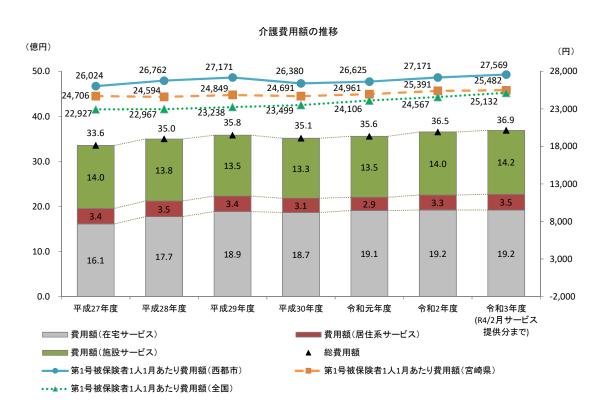
調整済み重度認定率指数と軽度認定率指数の分布(保険者比較)(令和3年)

[※]調整済み認定率指標は、「どの地域も全国平均と全く同じ第1号被保険者の性・年齢構成である」と仮 定した上で算出しているため、実際の認定率の区分状況とは異なります。

5. 介護サービスの状況

(1)介護費用額の推移

令和3年度の介護費用額は36.9億円で、平成28年度以降は35~36億円程度で推移しています。 また、令和3年度の第1号被保険者1人1月あたりの費用額は27,569円であり、全国平均及び宮崎県 平均を上回っています。



※「在宅サービス」、「居住系サービス」、「施設サービス」の内訳

指標名	含まれるサービス
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護
居住系サービス	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者 生活介護
施設サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(※2024年3月末完全廃止)、介護医療院

(2) 施設・居住系・在宅受給者数、受給率の推移

本市の令和5年3月の施設受給者数は385人、居住系受給者数は127人、在宅受給者数は970人で、 第1号被保険者に占める受給率は13.5%となっています。

サービスごとの受給者数の推移では、施設受給者数は380人程度、居住系受給者数は120人程度、 在宅受給者数は980人程度で推移しています。

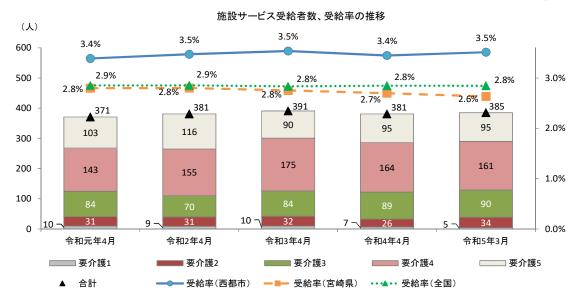
単位:人

	令和元年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年3月
①施設受給者数	371	381	391	381	385
②居宅系受給者数	117	112	121	125	127
③在宅受給者数	987	992	989	985	970
④合計受給者数(①+②+③)	1,475	1,485	1,501	1,491	1,482
⑤第一号被保険者数	10,948	10,970	11,056	11,050	10,956
⑥受給率(④÷⑤×100)	13.5%	13.5%	13.6%	13.5%	13.5%



(3) 施設サービス受給率等の推移

施設サービスの受給者数は370~390人程度で推移しています。令和5年3月のサービス受給率は3.5%で、全国平均及び宮崎県平均を上回っています。

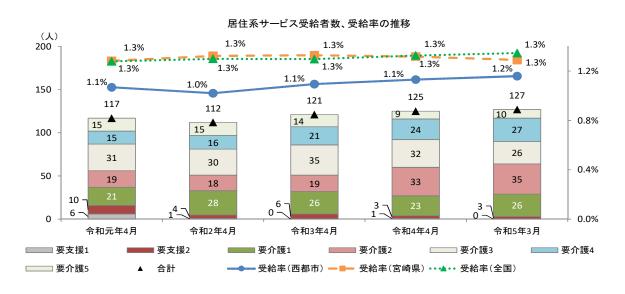


出典:地域包括ケア「見える化」システム

出典:地域包括ケア「見える化」システム

(4) 居住系サービス受給率等の推移

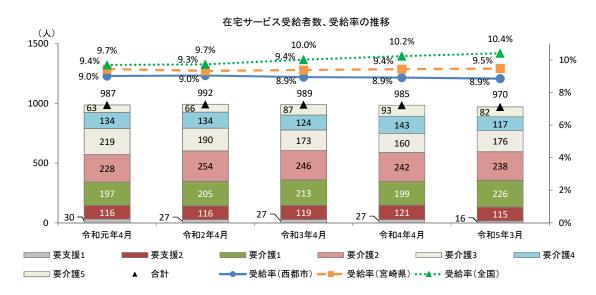
居住系サービスの受給者数は110~120人程度で推移しています。令和5年3月のサービス受給率は1.2%で、全国平均及び宮崎県平均を下回っています。



出典:地域包括ケア「見える化」システム

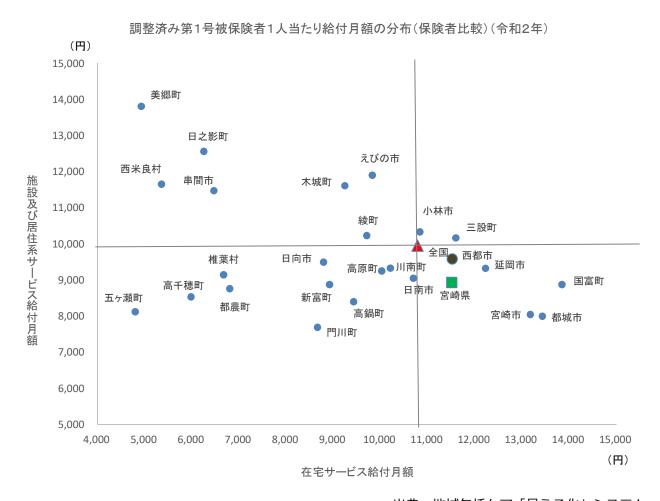
(5) 在宅サービス受給率等の推移

在宅サービスの受給者数は970~990人程度で推移しています。令和5年3月のサービス受給率は8.9%で、全国平均及び宮崎県平均を下回っています。



(6) 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額の分布(保険者比較)

調整済み第1号被保険者1人あたりの「在宅サービス給付月額」と「施設及び居住系サービス給付月額」の状況をみると、本市の「在宅サービス給付月額」は11,520円、「施設及び居住系サービス給付月額」は9,586円で在宅サービス給付月額は全国平均を上回り、他は全国平均を下回っています。



[※]調整済み認定率指標は、「どの地域も全国平均と全く同じ第1号被保険者の性・年齢構成である」と仮定 した上で算出しているため、実際の給付月額の区分状況とは異なります。

6. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

(1)調査の概要

① 調査対象者

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査対象者は、要介護認定を受けていない高齢者(一般 高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者)です。

② 調査期間

令和4年11月に調査を実施しました。

③ 配布数と回収数

- ・調査は、65歳以上の方3,000人を対象に実施しました。
- ・調査方法は郵送方式による、郵送配布・郵送回収としました。

配布数	配布数回収数		有効回答率	
3,000	1,557	1,557	51.9%	

④ 年齢構成(単位:人)

区	分	65~69 歳	70~74 歳	75~79 歳	80~84 歳	85 歳以上	合 計
男	性	172	183	128	102	101	686
女	性	189	213	164	163	142	871
全	体	361	396	292	265	243	1,557

⑤ 地区別(単位:人)

妻地区	穂北地区	三納地区	三財地区	都於郡地区	東米良地区
693	296	162	219	171	16

[※]東米良地区は母数が少ないため(16 人)、調査結果の割合において、他の地区との差が大きく表れる場合があります。

(2)調査結果

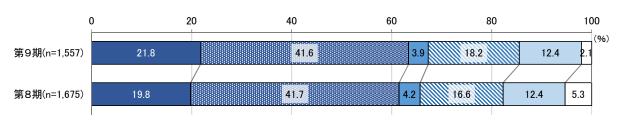
① 家族構成

「夫婦2人暮らし(配偶者 65 歳以上)」が 41.6%、次いで「1人暮らし」21.8%、「息子・娘との2世帯」18.2%、「その他」12.4%、「夫婦2人暮らし(配偶者 64 歳以下)」3.9%となっています。

第八期と変わらず、全体の約6割が高齢者のみの世帯になっています。

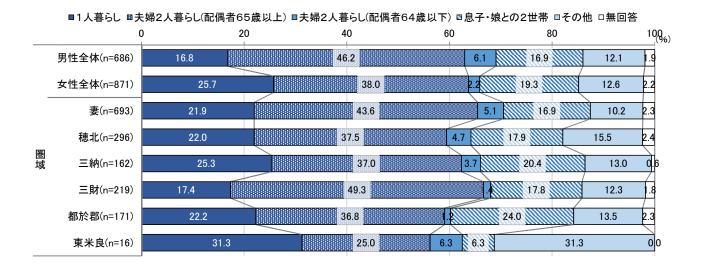
(前回比較)

■1人暮らし ■夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上) ■夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下) □息子・娘との2世帯 □その他 □無回答



性別でみると、「1人暮らし」は男性より女性の方が高くなっています。

(性別・圏域別)



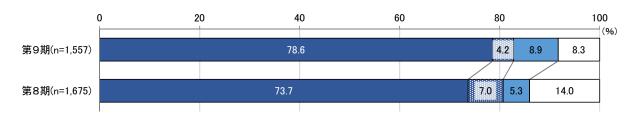
② 介護・介助の必要性

「介護・介助は必要ない」が 78.6%、「現在、何らかの介護を受けている」が 8.9%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 4.2%となっています。

第八期と比べて、「介護・介助は必要ない」が増加しています。

(前回比較)

■介護・介助は必要ない ®何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない ■現在、何らかの介護を受けている □無回答



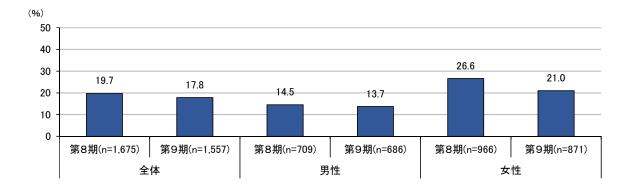
③ 運動器の機能低下

設問内容	選択肢	該当
階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	「3. できない」	
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	「3.できない」	
15 分位続けて歩いていますか	「3. できない」	0 /= 151 1
過去1年間に転んだ経験がありますか	「1. 何度もある」 「2. 1度ある」	3/5以上
転倒に対する不安は大きいですか	「1. とても不安である」 「2. やや不安である」	

該当者は 277 人(17.8%)となっており、男性が 94 人(13.7%)、女性が 183 人(21.0%)となっています。第八期と比べて、該当者の割合は低くなっています。

性別・年齢別でみると、男女ともに年齢が高くなるにつれて該当者の割合は高くなっています

(前回比較)



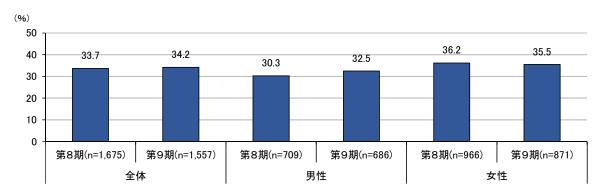
4 転倒リスク

設問内容	選択肢	該当
過去1年間に転んだ経験がありますか	「1. 何度もある」 「2. 1度ある」	1/1

該当者は 532 人(34.2%) となっており、男性が 223 人(32.5%)、女性が 309 人(35.5%)となっています。第八期と比べて、該当者の割合は男性において高くなっています。

性別・年齢別でみると、男女ともに年齢が高くなるにつれて該当者の割合は高くなっています。

(前回比較)

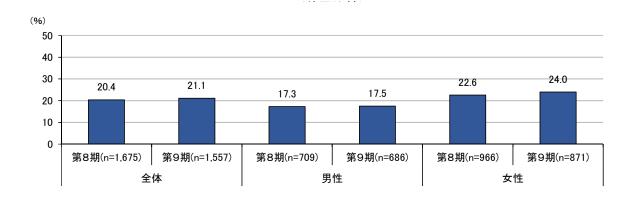


⑤ 閉じこもり傾向

設問内容選択肢		該当
週に1回以上は外出していますか	「1. ほとんど外出しない」 「2. 週1回」	1/1以上

該当者は329人(21.1%)となっており、男性が120人(17.5%)、女性が209人(24.0%)となっています。第八期と比べて、該当者の割合は高くなっています。

性別・年齢別でみると、男女ともに年齢が高くなるにつれて該当者の割合は高くなっています。



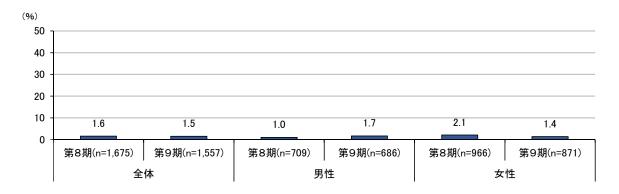
⑥ 低栄養の傾向

設問内容	選択肢	該当
身長・体重(BMI)	BM I 18.5 未満	0 / 0 N F
6カ月間で2~3kg 以上の体重減少がありましたか	「1. はい」	2/2以上

該当者は 24 人(1.5%)となっており、男性が 12 人(1.7%)、女性が 12 人(1.4%)となっています。

性別・年齢別でみると、男性は80~84歳、女性は85歳以上が高くなっています。

(前回比較)



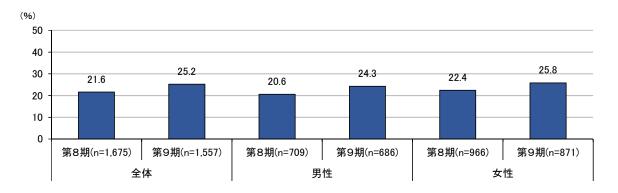
⑦ 口腔機能の低下

設問内容	選択肢	該当
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	「1. はい」	
お茶や汁物等でむせることがありますか	「1. はい」	2/3以上
口の渇きが気になりますか	「1. はい」	

該当者は 392 人(25.2%) となっており、男性が 167 人(24.3%)、女性が 225 人(25.8%) となっています。第八期と比べて、該当者の割合は高くなっています。

性別・年齢別でみると、男女ともに85歳以上において該当者の割合は最も高くなっています。

(前回比較)



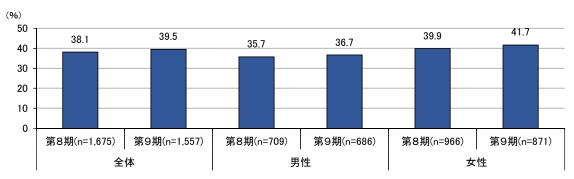
⑧ 認知機能の低下

設問内容	選択肢	該当
物忘れが多いと感じますか	「1. はい」	1/1

該当者は 615 人(39.5%)となっており、男性が 252 人(36.7%)、女性が 363 人(41.7%)となっています。第八期と比べて、該当者の割合は高くなっています。

性別・年齢別でみると、男女ともに85歳以上において該当者の割合は最も高くなっています

(前回比較)



⑨ 手段的自立度(IADL)の低下

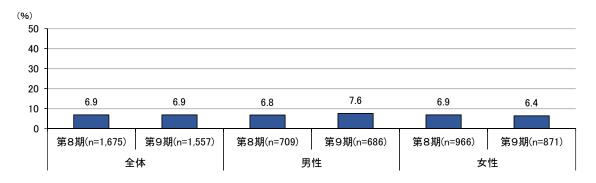
設問内容	選択肢	該当
バスや電車などを利用して一人で外出していますか (自家用車でも可)	「3.できない」	
自分で食品・日用品の買物をしていますか	「3. できない」	
自分で食事の用意をしていますか	「3. できない」	2/5以上
自分で請求書の支払いをしていますか	「3.できない」	
自分で預貯金の出し入れをしていますか	「3.できない」	

該当者は 108 人(6.9%) となっており、男性が 52 人(7.6%)、女性が 56 人(6.4%) となっています。

第八期と比べて、該当者の割合は男性において高くなっています。

性別・年齢別でみると、男女ともに85歳以上において該当者の割合は最も高くなっています。

(前回比較)

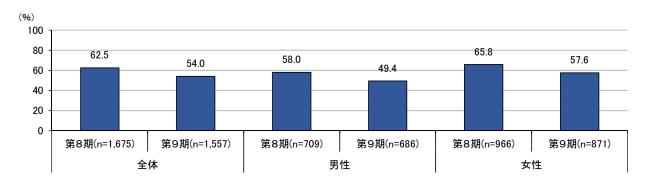


⑩ 生きがい

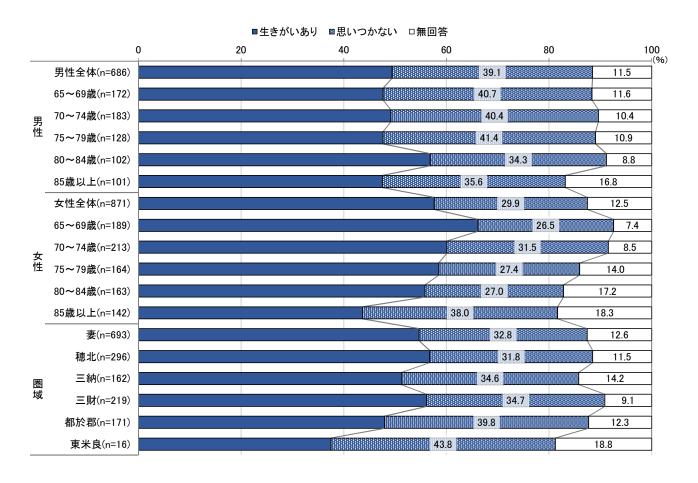
設問内容
生きがいはありますか

「生きがいあり」は 54.0%となっており、男性が 49.4%、女性が 57.6%となっています。 第八期と比べて、「生きがいあり」の割合は低くなっています。

(前回比較)



性別・年齢別でみると、「生きがいあり」は男女ともに85歳以上が最も低くなっています。



⑪ 地域での活動、参加者として参加したいですか

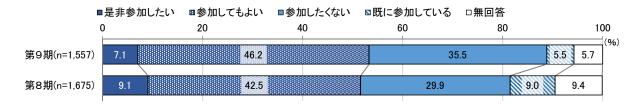
設問内容

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを 進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

「参加してもよい」が 46.2%、「参加したくない」が 35.5%、「是非参加したい」が 7.1%、「既 に参加している」が 5.5%となっています。

第八期と比べて、「参加したくない」が高くなっています。

(前回比較)



⑫ 地域での活動、企画・運営(お世話役)として参加したいですか

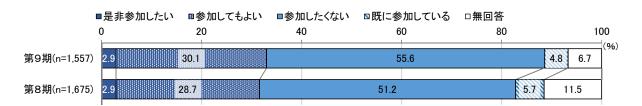
設問内容

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを 進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか

「参加したくない」が 55.6%、「参加してもよい」が 30.1%、「既に参加している」が 4.8%、「是 非参加したい」が 2.9%となっています。

第八期と比べて、「参加したくない」が高くなっています。

(前回比較)

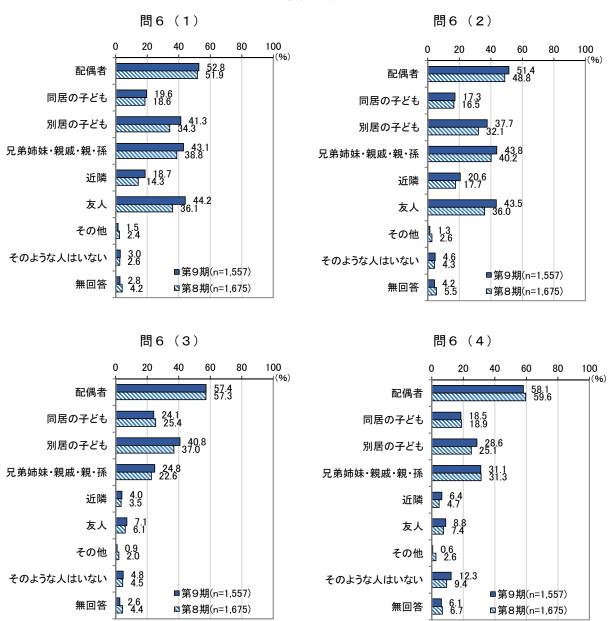


③ 心配事の相談相手・看病の相手

	設問内容
問6(1)	あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人(いくつでも)
問6(2)	反対に、あなたが心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人(いくつでも)
問6(3)	あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人(いくつでも)
問6(4)	反対に、看病や世話をしてあげる人 (いくつでも)

第八期と比べて、心配事の相談相手について「別居の子ども」、「友人」が高くなっています。 看病の相手については大きな変化は見られませんでした。





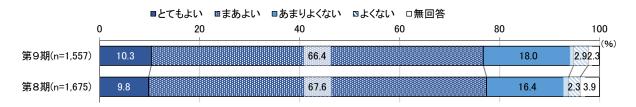
14 現在の健康状態

	設問内容
現在のあなたの健康状態はいかがですか	

「まあよい」が 66.4%、「あまりよくない」が 18.0%、「とてもよい」が 10.3%、「よくない」が 2.9%となっています。

第八期と比べて、「あまりよくない」が高くなっています。

(全体・前回比較)



⑤ うつ傾向

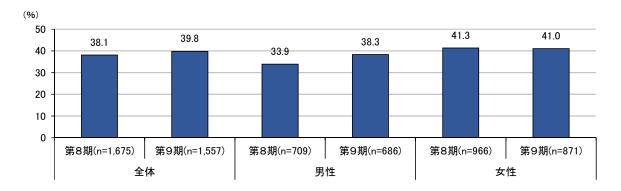
設問内容	選択肢	該当
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったり することがありましたか	「1. はい」	1 / O N L
この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	「1. はい」	1/2以上

該当者は 620 人(39.8%)となっており、男性が 263 人(38.3%)、女性が 357 人(41.0%)となっています。

第八期と比べて、該当者の割合は男性において高くなっています。

性別・年齢別でみると、男性は85歳以上、女性は70~74歳が高くなっています。

(前回比較)



(16) 家族に認知症の症状がある人がいますか

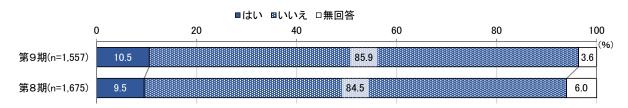
設問内容

認知症の症状がある、又は家族に認知症の症状がある人がいますか

「はい」が10.5%、「いいえ」が85.9%となっています。

第八期と比べて、「はい」が高くなっています。

(前回比較)



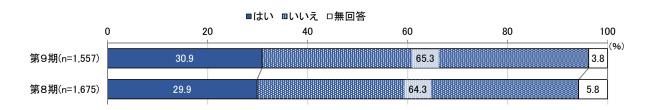
⑰ 認知症に関する相談窓口を知っていますか

設問内容 認知症に関する相談窓口を知っていますか

「はい」が30.9%、「いいえ」が65.3%となっています。

第八期と比べて、「はい」が高くなっています。

(前回比較)

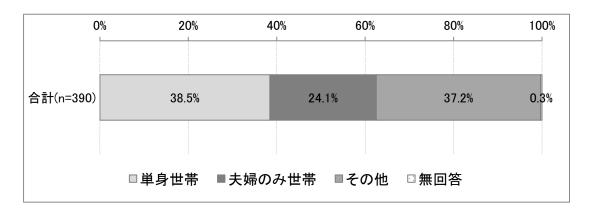


7. 在宅介護実態調査 調査結果

(1) 基本調査項目

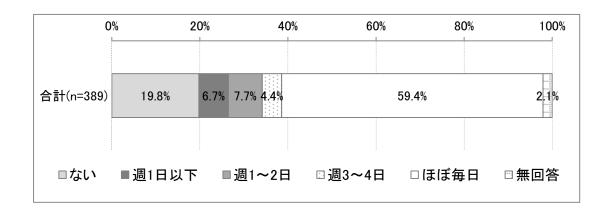
① 世帯類型(単数回答)

世帯別は、「単身世帯」が38.5%、「夫婦のみ世帯」が24.1%と6割を超えています。



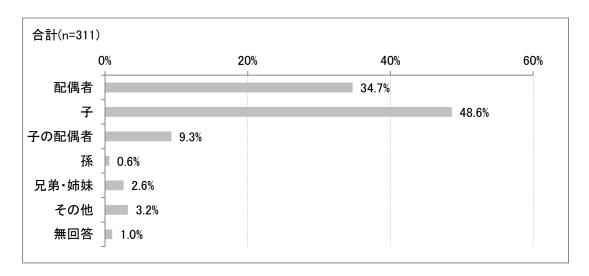
② 家族等による介護の頻度(単数回答)

家族による介護は、「ほぼ毎日」が 59.4%と多く、次に「ない」が 19.8%、「週 1~2 回」が 7.7% と続きます。



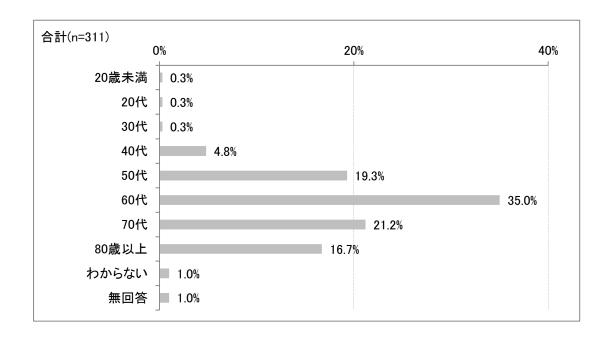
③ 主な介護者の本人との関係(単数回答)

主な介護者の本人との関係は、「子」が48.6%、次に「配偶者」34.7%、「子の配偶者」9.3%と続きます。



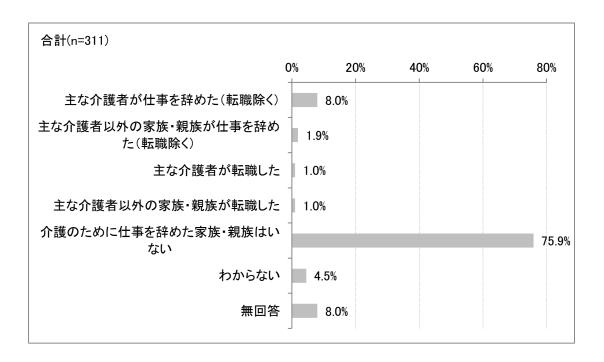
④ 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は、「60 代」が 35.0%、次に「70 代」21.2%、「50 代」19.3%と続き、60 代以上の介護者は 72.9%と多くなっています。



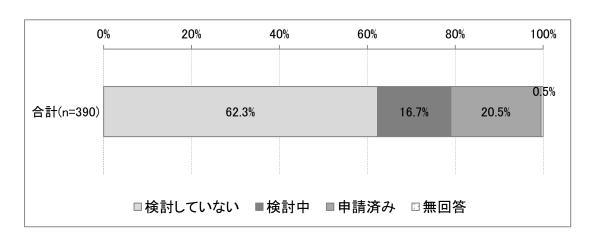
5 介護のための離職の有無(複数回答)

介護のための離職は、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 75.9%と多く、「主な 介護者が仕事を辞めた(転職を除く)」は 8.0%です。



⑥ 施設等検討の状況(単数回答)

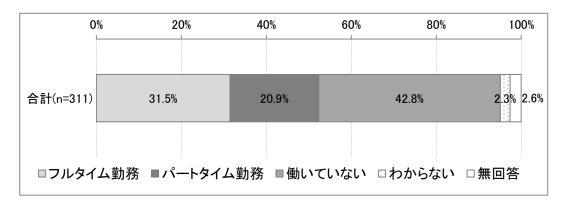
施設等への検討は、「検討していない」が62.3%と多く、「検討中」は16.7%です。



(2) 主な介護者様用の調査項目

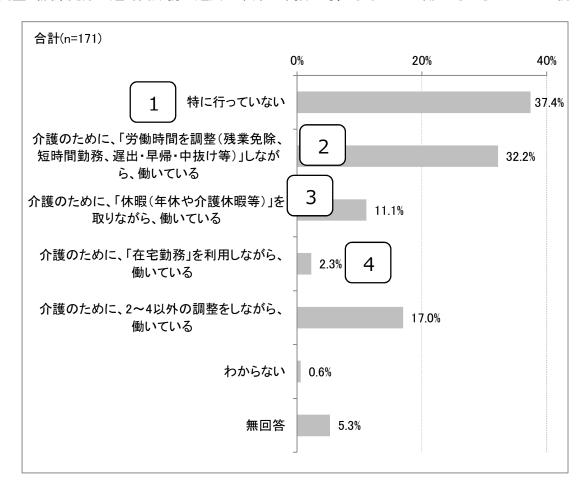
① 主な介護者の勤務形態(単数回答)

主な介護者の勤務形態は、「働いていない」が 42.8%と多く、次に「フルタイム勤務」 31.5%、「パートタイム勤務」 20.9%と続きます。



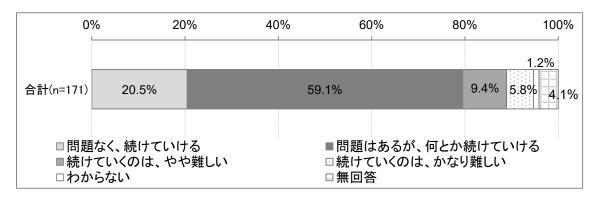
② 主な介護者の働き方の調整状況(複数回答)

介護者の働き方の調整は、「特に行っていない」が 37.4%と多く、次に「介護のために、労働時間 を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等) しながら、働いている 32.2%と続きます。



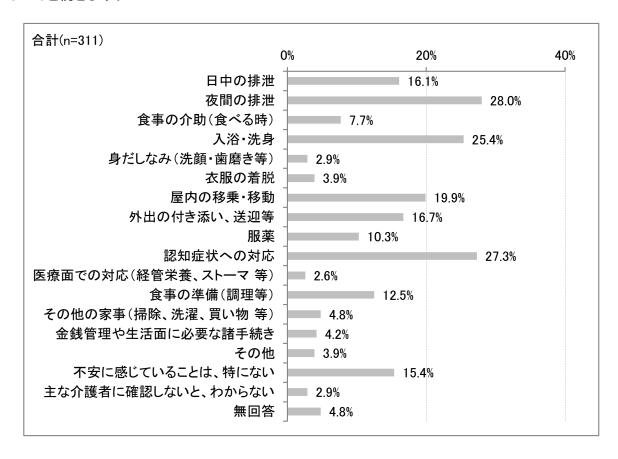
③ 主な介護者の就労継続の可否に係る意識(単数回答)

介護者の就労継続の可否に係る意識は、「問題はあるが、何とか続けていける」が 59.1%と多く、次に「問題なく、続けていける」が 20.5%、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」の計は 15.2%です。



④ 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護(複数回答)

在宅生活の継続に向けて不安に感じることは、「夜間の排泄」が 28.0%と多く、次に「認知症への対応」27.3%、「入浴・洗身」25.4%、「屋内の移乗・移動」19.9%、「外出の付き添い、送迎等」16.7%と続きます。



第3章 施策の展開と方向性

1. 計画の基本理念

令和3年度から令和10年度までの第五次西都市総合計画基本計画における高齢者福祉分野の目標「めざす姿」は、下記のとおりです。

■「めざす姿」高齢者が地域でいきいきと社会活動に参画し、安心して暮らしている 第五次西都市総合計画基本計画では、基本施策において、高齢者支援の充実を掲げ、高齢者が生きが いを持って安心して暮らせるよう、要介護状態や認知症になることを予防する取り組みを推進するとと もに、介護が必要になった高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、「医療・介護・介 護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築 の推進がめざす具体的施策として挙げられています。

以上のことから、第十次西都市計画・第九期西都市計画においては、第九次西都市計画・第八期西都 市計画の基本理念を踏襲し、下記のように定めます。

計画の基本理念

すべての市民が生涯にわたり、 個人としての自立と尊厳を確保しながら、 活き活きと健やかに暮らすことができるまち西都市

2. 本市における重点施策目標

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に加え、地域のつながりの希薄化が進む中、地域の中で互いに助け合い、支え合う関係づくりを行うために、本市では、基本目標に沿い、地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域福祉計画との連携を図りながら重点施策を推進します。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進については、西都市在宅医療・介護連携推進協議会での協議を基に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために居宅に関係する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としています。今後の具体的な取り組みは、地域の医療・介護サービス資源の把握、関係機関等による会議、研修会等を実施し、情報の共有や相談支援を充実させていきます。また、サービスの提供は、近隣市町村との連携を図り、切れ目のない医療・介護のサービス体制の構築を検討するとともに、住民への周知に努めます。

(2) 認知症施策の推進

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を含めた国民ー人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進します。令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」には以下の基本的施策が示されました。

- ①認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥相談体制の整備等
- ⑦研究等の推進等
- ⑧認知症の予防等

本市では、「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、平成30年度にスタートした「認知症初期集中チーム」による、早期診断・早期対応に向けた支援、認知症地域支援推進員の配置、地域ごとに、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示した認知症ケアパスの作成に取り組んできました。示された認知症基本法の基本的施策を踏まえ、引き続き、認知症施策推進会議での協議を基に、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会を目指すとともに、地域住民に認知症についての正しい知識と理解の増進を図り、本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の構築を推進します。

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯等支援を必要とする高齢者の増加に伴い、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等の生活支援の必要性が増加しており、地域の実情に応じて、多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供していくことが期待されます。

また、高齢者の社会参加や社会的役割を持つことが、高齢者の生きがいや介護予防につながるという観点から、高齢者等の地域住民の力を活用することが重要です。このため、生活支援コーディネーターや協議体により、地域における課題や資源を把握し、これを踏まえて、以下の取り組みを継続して推進します。

- ① 高齢者等を支援の担い手になるよう養成し、活動の場を確保するなどの資源の開発
- ② 活動主体等のネットワークの構築
- ③ 支援を必要とする高齢者の地域のニーズと地域資源のマッチング

(4) 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたって、専門的視点を有する多職種を交え、「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」の機能を有する地域ケア会議を推進します。具体的には、地域ケア会議の中で個別事例の検討を行うことを通じて、適切なサービスにつながっていない高齢者個人の生活課題に対して、単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメントを、地域で活動する介護支援専門員が推進できるよう支援することが重要です。さらに、これらの課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生や重度化することの予防に取り組むとともに、多職種協働によるネットワークの構築や資源開発に取り組むことが必要であり、さらなる個別支援の充実につなげていくことが重要です。

なお、地域ケア会議の運営にあたっては、保険者及び地域包括支援センターが役割分担するとともに、地域課題解決のための検討につなげていく体制を整えることや、医療と介護の関係者の連携の推進により、地域ケア会議が円滑に実施することができる環境を整えていきます。

(5) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが前提となるため、高齢者が確保する持家や賃貸住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給されるとともに、これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすことができるよう努めます。

(6) 介護サービス及び地域支援事業の円滑な提供

高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる2025年度(令和7)年度までに、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標とします。このため、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など地域包括ケアシステムの構築に向けた方策に継続して取り組みます。

(7)介護給付等に関する費用の適正化

介護給付の適正化は、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ、介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものであるため、別に定める西都市介護給付適正化計画に基づき、ケアプランの点検や要介護認定適正化など一層の取り組みを推進します。

(8) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

2019 年度にスタートし、経過措置であった働き方改革も、いよいよ 2024 年度から本格化します。 所謂「2024 年問題」です。特に要介護者が急増している高齢社会の今、介護業界では人員不足が問題 視されていますが、DX※化は介護業界が抱える課題を解決に導くと期待されており、国やあらゆる法人が介護の DX 化に向けて動きはじめています。

本市においても、第九期西都市計画期間の 2026 年(令和 8 年)を見据えた介護人材の確保のために、引き続き介護の仕事に対する魅力向上に取り組むとともに、労働負担軽減を柱とする DX 化に向けた研修、検討、実施など総合的に取り組みます。あわせて、国や県と連携して介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療機関、関係団体との連携のための協力体制の構築にも取り組み、多様な人材の確保、生産性の向上を目指します。また、生活支援等の担い手の育成についても、生活支援コーディーネーター(地域支え合い推進員)や協議体による活動のほか、ボランティア活動の振興や普及啓発に取り組み、高齢者の社会参加を含めて、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。

※DX: デジタル・トランスフォーメーションの略で、データやデジタル技術により商品やビジネス、業務、企業文化等の変革を成し遂げるもので、その目的は競争力の維持・獲得・強化を果たすことにあります。

(9) デジタル社会を生きる高齢者への支援

超高齢社会が進展する中で、高齢者がデジタルスキルを身に着けることは、これからの生きがいづくりに向けたひとつの方策として課題であり大変重要です。現在企業を中心に推進されている DX は、これまでとは違う視点に立って、変化を受け入れる心や新たな知識・スキルを学ぶ意欲を持つことが重要となります。高齢者が新しい知識を学びたくても、変化を受け入れる心や新たな知識・スキルを学ぶ意欲やその時間が取れないという人も多いことが予想される中、高齢者はこれまで培った経験と知識を掛け合わせる能力を持っています。DX の推進のためにどのような対策を取るべきかについて、新たな知識を学習できるような環境を整えることも大切です。

(10) 介護に取り組む家族等への支援の充実

高齢者の介護を社会全体で支え合うことで家族による過度な介護負担を軽減することは、介護保険制度創設当初からの大きな目的の一つです。今回の在宅介護調査結果から、主な介護者の年齢は、60歳代以上が72.9%と最も高いものの、50歳代19.3%、40歳代4.8%、20歳代以下も家族介護に携わっている結果となっていることから、ヤングケアラーへの支援も重要な課題となっています。必要な介護サービスや家族の柔軟な働き方を確保し、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ることで、家族の介護のために離職を余儀なくされたり、進学を断念せざるを得なくなったりする状況を防ぎ、希望する者が叶えられる社会の実現を目指すことが求められています。

このようなことから、現在実施している家族介護支援の取り組み(認知症カフェや男性介護者カフェなど)に加え、家族等に対する相談・支援体制の強化に努めます。

3 体系図

基本理念 すべての市民が生涯にわたり、 個人としての自立と尊厳を確保しながら、 活き活きと健やかに暮らすことができるまち西都市 重点施策 基本施策 第1章 高齢者保健福祉計画 (1)健康づくりの推進 (2) 在宅高齢者支援事業 (3) 福祉施設 1 高齢者福祉サービスの推進 (4)介護保険以外の入所・入居施設 (5) 敬老事業・その他事業 (6) 社会参加・生きがいづくり対策 (1) 避難行動要支援者情報の共有 2 災害や感染症対策に係る体制整備 (2)新型コロナウイルス等感染症対策 (3) 要支援者に対する事前対策 (1) 高齢者を見守り支える地域づくりの推進 3 サービス基盤整備 第2章 地域支援事業 1 地域包括ケアシステムの深化に向けて 2 地域支援事業の概要 (1) 介護予防・生活支援サービス事業 3 介護予防·日常生活支援総合事業 (2)一般介護予防事業 (1) 地域包括支援センターの運営・地域ケア会議の充実 4 包括的支援事業 (2)総合相談支援業務 (3) 権利擁護業務 (4)包括的・継続的マネジメント支援業務 (5) 在宅医療・介護連携の推進 (6) 認知症施策の推進 (7) 生活支援サービスの体制整備 5 任意事業 (1)介護給付費適正化事業 (2) その他の事業 第3章 介護保険事業計画

第4章 将来推計人口と介護保険事業費の見込み

第2部 各 論



第2部 各 論

第1章 高齢者保健福祉計画

1. 高齢者福祉サービスの推進

(1)健康づくりの推進

高齢者が認知症や寝たきりなどの要介護状態になることなく健康で活き活きと豊かに暮らし、年齢にとらわれることなく、主体的に活動し自立した生活を送ることが望まれます。高齢者一人ひとりが心身の状態に応じた介護予防や健康づくりの取り組みを継続的に進めていくことが重要です。健康づくりに対する意識啓発をはじめ、生活習慣病の予防、早期発見等の健康づくりの支援に努めます。

(2) 在宅高齢者支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を維持・継続していくためには、介護保険サービス以外に も様々な生活支援が必要です。要介護状態にならないための予防や日常生活をサポートするために、 介護保険で提供されないサービスとして次の①から⑦までを実施し、高齢者の日常生活を支援します。

① 生きがい活動支援通所事業

事業概要	概ね 60 歳以上の要介護認定で「非該当」と認定された閉じこもりがちな高齢者等を対象に、市内のデイサービスセンターにおいて、日常生活の訓練や食事、生きがい活動等の各種サービスを送迎付きで提供する事業です。						
実績値と目標値		第九次(実績値)		第十次(目標値)		
2023 年度(令和 5 年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和8年度)	
登録者数(人)	5	3	2	2	2	2	
延べ利用者数(人)	40	28	24	24	24	24	
延べ利用時間(時間)	517	103	90	90	90	90	

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、登録者数、延べ利用者数、延べ利用回数は減少している 状況です。2026年度(令和8年度)に向け、介護保険事業における総合事業との関連があるため、総合 事業の整備状況に応じて、事業の見直しを行っていきます。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、状況を見極めながら対応していきます。

② 緊急通報機器貸与事業

事業概要	概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が、ボタンを押すだけで受信センターや協力員(利用者一人につき2人)へ連絡することができる緊急通報機器を貸与し、緊急時の支援を行う事業です。利用者負担はありません。					
実績値と目標値		第九次(実績値)		第十次(目標値)
2023 年度(令和 5 年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)
機械利用者数(人)	28	31	33	50	50	50
救急車による搬送数(人)	3	2	0	5	5	5
その他相談等(件)	61	58	60	100	100	100

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、利用者数、救急車による搬送数、相談等の件数はほぼ不変の状況です。2026年度(令和8年度)に向け、機器の機能充実を図りながら、今後も継続して実施します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が 65 歳になる 2040 年(令和 22 年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の安心サービスとして事業の継続を目指します。

③ 老人福祉電話貸与事業

事業概要	に対して、固	概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で、定期的な安否確認が必要な低所得の方に対して、固定電話を貸与します。基本料金は本市が負担し、通話料は利用者本人が負担する事業です。					
実績値と目標値	第九次(実績値)			第十次(目標値)			
2023 年度(令和 5 年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和3年度) (令和4年度) (令和5年度) (令和6年度) (令和7年度)					(令和8年度)	
機器利用者数(人)	15	8	8	10	10	10	

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、機器利用者数は若干減少している状況です。2026年度(令和8年度)に向け、ひとり暮らし高齢者の安否確認が必要なことから、今後も継続して実施します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、ひとり暮らし高齢者の安心サービスとして事業の継続を目指します。

④ 高齢者日常生活用具給付事業

事業概要		概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、日常生活用具(自動消火器、火 災警報器及び電磁調理器)を給付する事業です。所得に応じて利用者負担がありま す。					
実績値と目標値		第九次(実績値)		第十次(目標値)	
2023 年度(令和 5 年 度)は見込み値	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	
自動消火器(件)	0	0	1	2	2	2	
火災報知器(件)	3	5	1	2	2	2	
電磁調理器(件)	1	2	1	2	2	2	

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、自動消火器の件数、火災報知器の件数、電磁調理器の各給付件数はほぼ不変の状況です。2026年度(令和8年度)に向け、ひとり暮らし高齢者等のニーズを把握しながら、今後も継続して実施します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、ひとり暮らし高齢者に対して、事業の継続を目指します。

⑤ 高齢者介護福祉手当支給事業

事業概要		寝たきりや認知症により常時介護が必要な 65 歳以上の高齢者を在宅で介護している方に対して、月額 6,000 円の手当を支給する事業です。						
実績値と目標値		第九次(実績値)		第十次(目標値)		
2023 年度(令和 5 年 度)は見込み値	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)		
認定者数(人)	20	33	35	35	35	35		
新規申請(人)	10	19	10	10	10	10		
支給者数(人)	20	33	35	35	35	35		

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、申請者数、新規申請数、支給者数は増加傾向の状況です。 2026年度(令和8年度)に向け、在宅介護支援の一環として、今後も継続して実施します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

今後も必要性が高まることが予想されます。第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、在宅介護も増加が見込まれ、介護をされている方に対し、事業の継続を目指します。

⑥ ひとり暮らし高齢者世帯危険機器類点検事業

事業概要	電気機器類や	概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者で自ら点検・修繕依頼が困難な方に対して、電気機器類や防火設備等の点検・改善指導を行うとともに、修繕や取り換えにかかる費用(1 世帯 10,000 円まで)の助成を行う事業です。					
実績値と目標値	第九次(実績値)			第十次(目標値)			
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和8年度)	
実施件数(件)	11	12	10	20	20	20	

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、実施件数はほぼ不変の状況です。2026年度(令和8年度) に向け、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の火災防止・安全確保を図るため、今後も継続して実施 します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、ひとり暮らし高齢者も増加が見込まれることから、事業の継続を目指します。

⑦ 介護機器リサイクル事業

事業概要	器等の介護機	市内の在宅介護支援センターにおいて、不要となった特殊ベッド、車いす、歩行器等の介護機器を募り、その後に修理・消毒を行い、概ね 65 歳以上の虚弱な高齢者に貸与する事業です。利用者負担はありません。					
 実績値と目標値	第九次(実績値)			第十次(目標値)			
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和8年度)	
利用件数(件)	60	41	50	80	80	80	

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、利用件数は年により若干の差はあるものの、ほぼ不変の 状況です。2026年度(令和8年度)に向け、介護機器購入にかかる経済的負担の軽減を図るため、今後 も継続して実施します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、機器の需要は高まる事が見込まれるため、事業の継続を目指します。

(3)福祉施設

① 総合福祉センター

事業概要		高齢者の自立した生活を支援するため、各種相談に応じるとともに、デイサービスなどの在宅福祉サービスを提供する事業です。					
実績値と目標値	第九次(実績値)			第十次(目標値)			
2023 年度(令和 5 年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	
延べ利用人数(人)	5,108	4,779	5,000	7,000	7,000	7,000	

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、延べ利用者数は減少している状況です。2026 年度(令和8年度)に向け、高齢者のニーズを把握しながら、今後も継続して実施します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が 65 歳になる 2040 年(令和 22 年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、各種サービスの需要が高まる事が見込まれるため、事業の継続を目指します。

(4) 介護保険以外の入所・入居施設

① 養護老人ホーム

事業概要		環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な概ね 65 歳以上の方を対象とした入所施設です。市内 1 施設や近隣市町村の施設への入所措置を行う事業です。						
実績値と目標値	第九次(実績値)			第十次(目標値)				
2023 年度(令和 5 年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)		
利用者数(人)	59	59	59	60	60	60		

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、延べ利用者数はほぼ変動ありませんが、待機者が多く、 入所までにかなりの期間を要している状況です。2026年度(令和8年度)に向け、高齢者人口の増加に 伴い、入所希望者が増加していますので、適正な相談や待機者管理に努めます。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が 65 歳になる 2040 年(令和 22 年)においては、高齢者人口の増加により超高齢化社会に対応した支援体制を構築していきます。

② 有料老人ホーム(住宅型)

事業概要	護スタッフか	比較的軽度の要介護者や自立・要支援状態の高齢者が入居できます。施設内に看護スタッフが常駐せず、介護が必要なときには訪問介護や通所介護などの在宅サービスを利用することで、要介護の状態になっても施設に住み続けられます。					
実績値と目標値	第九次(実績値)			第十次(目標値)			
2023 年度(令和 5 年 度)は見込み値	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	
定員数(人)	357	357	367	適切な定員 の確保	適切な定員 の確保	適切な定員 の確保	

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、廃止と新規開設があり、市内には令和5年7月1日現在、12の施設が有ります。2026年度(令和8年度)に向けて高齢者の多様なニーズの受け皿となり、感染症対策も含め安心・安全な生活の場になるように、県とも協議しながら、質の確保に努めます。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画に基づき、有料老人ホームの提供サービス内容について、入居者のニーズ合った ものかなどを評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が 65 歳になる 2040 年(令和 22 年)においては、高齢者人口の増加により超高齢化社会に対応した支援体制を構築していきます。

③ 有料老人ホーム(介護付)

事業概要	居住施設です	原則 65 歳以上の方を対象とした、特定施設入居者生活介護サービスが利用できる 居住施設です。介護が必要なときは、常駐する介護スタッフによる、食事や入浴などの日常生活サービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練を利用できます。					
 実績値と目標値	第九次(実績値)			第十次(目標値)			
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和8年度)	
施設数	2	2	2	2	2	2	

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、施設数は令和5年7月1日現在、2施設が有ります。施設事業者側にも課題もあることから、2026年度(令和8年度)に向け、協議をしながら推進していきます。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績や課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が 65 歳になる 2040 年(令和 22 年)においては、高齢者人口の増加とともに支援の必要な高齢者に対応した施設として支援していきます。

(5) 敬老事業・その他事業

① 敬老祝金支給

事業概要	市内に1年以上居住している米寿(88 歳)、100 歳以上の方(8月1日基準日) に対して、祝金を支給する事業です。						
実績値と目標値		第九次(実績値)		第十次(目標値)	
2023 年度(令和 5 年 度)は見込み値	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	
米寿者数(人)	242 259 262 260 260 2						
100 歳到達者数(人)	16	10	17	25	25	25	

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、米寿者数・100歳到達者数ともに増加している状況です。 2026年度(令和8年度)に向け、高齢者人口の動向により事業の見直しを行う場合もありますが、今後 も継続して実施します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、高齢者の一つの目標として、事業の継続を目指します。

② 敬老会祝金支給

事業概要	市内の各地区で開催する敬老会に対し、70 歳以上の高齢者の人数に応じて、祝金を支給します。						
実績値と目標値		第九次(実績値)		第十次(目標値)	
2023 年度(令和 5 年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和3年度) (令和4年度) (令和5年度) (令和6年度) (令和7年度) (令和8年度					
支給件数(件)	114	113	101	130	130	130	

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、支給件数はほぼ変化していない状況ですが、2026年度(令和8年度)に向け、各地区敬老会を継続するため、今後も継続して実施します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、高齢者の一つの目標として、事業の継続を目指します。

③ 金婚者記念品等支給

事業概要	結婚 50 年を迎えられるご夫婦に対し、記念品、お祝い状及びご夫婦の記念写真を 贈呈する事業です。					
実績値と目標値	第九次(実績値)			第十次(目標値)		
2023 年度(令和 5 年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)
支給組数(件)	23	26	30	30	30	30

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、支給組数(件)は年により変化があるものの、ほぼ不変の状況です。2026年度(令和8年度)に向け、今後も継続して実施します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、高齢者ご夫婦の目標として事業の継続を目指します。

(6) 社会参加・生きがいづくり対策

① 高齢者クラブの支援

事業概要	ランティア活 減少しており	高齢者クラブでは、高齢者自らの生きがいづくりや健康づくりのための活動、ボランティア活動など様々な活動を行っています。しかし、クラブ数や会員数が年々減少しており、活動のみならず、組織そのものを維持していくことも困難なクラブが少なくありません。					
実績値と目標値	第九次(実績値) 第十次(目標値)						
2023 年度(令和 5 年 度)は見込み値	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	
会員数(人)	920	738	614	620	630	640	

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、会員数は減少している状況です。2026年度(令和8年度) に向け、このような状況を踏まえ、住み慣れた地域での生活の継続に資する活動である高齢者クラブ の会員拡大や組織活性化のため、今後も高齢者クラブの運営に対する補助を継続して実施します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、状況に応じた支援を行いながら、高齢者クラブ活動の継続を目指します。

② シルバー人材センターの支援

事業概要	業、家事援助 験を活用し就	シルバー人材センターでは、就職を希望する高齢者に清掃作業、剪定・草刈り作業、家事援助等の臨時的かつ短期的な就労の場を提供しています。豊富な知識や経験を活用し就業することで、生きがいの充実や健康維持、社会参加を促進し、地域社会の活性化にも寄与することを目的としています。							
実績値と目標値	第九次(実績値)			第十次(目標値)					
2023 年度(令和 5 年 度)は見込み値	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)			
登録会員数(人)	237	237 232 222 228 234 24							
就業延べ人数(人)	26,456	25,508	24,728	25,469	26,233	27,019			

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、登録会員数及び就業延べ人数は減少傾向の状況です。 2026年度(令和8年度)に向け、会員数の拡大はもとより、高齢者の就業ニーズの増大や発注者ニーズの多様化を踏まえた就業機会の確保・拡大が求められています。このため、今後もシルバー人材センターの運営に対する補助を継続して実施します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が 65 歳になる 2040 年(令和 22 年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、高齢者の生きがい活動、社会参加の促進を支援していきます。

③ 高齢者のボランティア活動の推進

事業概要	ー・体験等を	ボランティア活動に関する相談・支援をはじめ、活動に関する情報提供、セミナー・体験等を実施し、ボランティア活動の輪を広げることを目的に、西都市社会福祉協議会にボランティアセンターを設置しています。						
実績値と目標値		第九次(実績値)			第十次(目標値)			
2023 年度(令和 5 年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)		
ボランティア団体	83 89 95 95 95							
ボランティア登録者数	ボランティア登録者数 3,219 3,313 3,300 3,300 3,300 3							

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、ボランティア団体やボランティア登録者数は増加している状況です。2026年度(令和8年度)に向け、さまざまな制度の枠組みでは対応しきれない新たなニーズに対応するため、市民や各種ボランティア団体による地域福祉活動など多様なサービスが求められてきています。このため、社会福祉協議会や高齢者クラブ、「ボランティア連絡協議会」等と連携・協働し、自立した生活、生きがいづくりを推進しながら、高齢者の知恵や経験を生かしたボランティア活動を促進します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、生活支援、災害対策等ボランティアの需要は増加が見込まれ、高齢者の社会参加に向けて体制強化を目指します。

4 敬老バス事業

事業概要	回当たり 5,0 10 月から 6 おいて運行す バスカードを すくすること	00 円を補助す 5 歳以上の高調 るデマンド型 交付する敬老	象に、高齢者用 する高齢者用バ 齢者を対象に県 乗合タクシーで バスカード事態 外出の促進、優 業です。	ス定期券購入 内において運 を一乗車あたり 業を実施してい	補助事業並びに 行する乗合バ) 200 円で利い います。移動手に	こ、令和 5 年 ス及び市内に 用できる敬老 段を利用しや	
実績値と目標値		第九次(実績値)		第十次(目標値)	
2023 年度(令和 5 年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	
バスカード交付件数(件)	339 336 309 450 450 45						
定期券購入費補助件数(件)	35	37	17	50	50	50	

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、バスカード送付数や定期券購入費補助件数はほぼ不変の 状況です。2026年度(令和8年度)に向け、交通弱者である高齢者の社会参加を促進するため、今後も 継続して実施します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が 65 歳になる 2040 年(令和 22 年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、高齢者人口の増加がみこまれることから重要な交通手段として事業の継続を目指します。

⑤ 生涯学習・スポーツの支援

事業概要	生涯学習活動の一環として「高齢者教室」や生きがいづくりにつながる各種講座 の開催、グラウンド・ゴルフなどのスポーツ・レクリエーション活動事業を行って います。							
実績値と目標値		第九次(実績値)		第十次(目標値)		
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和 8 年度)		
高齢者教室参加者数	90							
高齢者デジタル講座 回数	_	_	63	63	63	63		

第九次計画(令和 3 年度~令和 5 年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、高齢者教室参加者数はほぼ変わっていない状況です。 2026年度(令和8年度)に向け、今後も高齢者のニーズを把握しながら高齢社会に対応した学習メニューを充実させ、高齢者が社会と関わりを持ち、生きがいを創造することができるよう支援します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、高齢者人口の増加が見込まれ、 高齢者の生きがいづくり、健康増進として事業の継続を目指します。

⑥ ふれあい・いきいきサロン事業

事業概要	ふれあい・いきいきサロン事業は、公民館など小地域を基盤に、住民が気軽に集 える場を、住民が主体となって定期的に開催する事業です。							
実績値と目標値		第九次(実績値)		第十次(目標値)		
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和 3 年度) (令和 4 年度) (令和 5 年度) (令和 6 年度) (令和 7 年度) (令和 8 年度)						
いきいきサロン開催数	373	387	400	410	420	430		

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、いきいきサロンの開催数は増加している状況です。地域 住民と共に生き、共に支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくりのため、地域住民と 西都市社会福祉協議会が協力・連携し、実施する活動を支援します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が 65 歳になる 2040 年(令和 22 年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、高齢者のふれあい・いきいきサロン事業の継続を目指します。

2. 災害や感染症対策に係る体制整備

(1)避難行動要支援者情報の共有

本市は災害対策基本法の一部を改正する法律の施行(平成26年4月1日)により「西都市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」の登録者名簿を作成しています。

登録者名簿は、福祉事務所において管理し、危機管理課、消防本部(消防団)、担当民生委員・児童 委員等の避難支援関係者に、実施に必要な限度で共有することにしています。

災害対策本部民生対策部は、台風等「高齢者等避難」の発令が予想されるとき、要支援者情報登録 名簿による支援申請の確認を行い、電話やファクシミリ等で連絡が取れない場合は、民生委員・児童 委員や消防団各分団長に要支援者の安否確認依頼を行うこととしています。高齢者等避難が発令され たときは、消防団及び地区住民の協力を得て避難行動要支援者を避難所に誘導し、誘導完了時に消防 団等が災害対策本部に連絡することとしており、避難解除後には、避難担当職員の確認のもと、地区 住民の協力を得て要支援者を避難所から自宅へ送り届けることとしています。

また、近年、地球全体の気候変動により天候不順が日常的になり、水害などによる河川の反乱が多く発生するようになりました。令和2年7月には熊本県において大水害が発生し、多くの施設利用者が亡くなりました。このような近年の災害では、支援を必要とする高齢者がその犠牲となっていることから、災害発生に備えるため、避難訓練の実施や食料等の生活必需品の確認や、介護事業所に対しては、災害の種類別に避難にかかる時間や経路等の事前周知を行います。さらに、災害時の避難体制については、必要な支援体制を確保する目的として、県や市社会福祉協議会及び社会福祉施設等関係団体などと連携・協働した取り組みを推進します。

(2) 新型コロナウイルス等感染症対策

令和2年から感染拡大が始まった新型コロナウイルス感染症は、約4年が経過しようとしています。 令和5年5月8日以降、感染症法の位置づけは、「新型インフルエンザ等感染症(2類相当感染症)」 から「5類感染症」へ移行しました。しかし、高齢者施設・事業所には重症化リスクが高い高齢者が 多く生活しているため、5類移行後においても、感染対策等の取り組みを継続することが重要です。

また、このことにより、介護保険サービス利用者が本人に必要なサービスの提供が受けられないことは今後も避けなければなりません。さらに、この4年の間に家族と本人との面会ができない状況もあり、引き続き身体的、精神的な支援が大切です。

介護保険施設等においては、引き続き基本的な感染対策の徹底を継続し、感染予防対策に係る防護 具や消毒液等の調達体制など職員間の情報共有を行うとともに、感染発生時においては、早期把握に よりまん延防止を図り、また重症者を最小限に止められるよう初動体制の構築を図ることや、代替サ ービスの確保や職員の研修も充実させるよう促します。

(3) 要支援者に対する事前対策

要支援者が災害時に安全を確保するためには、本人が行う対策だけでなく、行政や地域の支援が必要となります。また、災害に備えての事前対策、災害発生時、避難時、避難所生活、復旧・復興時などの時期によって、行うべき対策は異なります。要支援者を支援するため、災害が起きる前に次のような対策項目が必要となります。

① 災害に備えた事前広報の充実

事業概要	合うにはどう ておく必要が 広報(情報伝 ・地震の知 ・洪水・土	すれば良いか あり、次のよ 達) に努めま 識、災害時の 砂災害、地震	にどのようなが などを、支援を うな災害につい す。 防災行動、災害 ・津波等のハセ ップ(地震時、	を必要とする人 いての基本的な いるの備え ボードマップ	、支援する人	の双方が知っ		
実績値と目標値		第九次(実績値)		第十次(目標値)		
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和3年度) (令和4年度) (令和5年度) (令和6年度) (令和7年度) (令和8年度)						
市広報の周知回数	1	1	1	1	1	1		

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

2026年度(令和8年度)に向け、広報するにあたり、視聴覚障がい等を持つ要支援者が存在することから、いろいろなメディアを使い、広く伝えることに取り組みます。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、世帯構造も大きく変化し、要支援者も増加していることが想定される中、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、障がいのある方等災害弱者に対して重要な施策として事業の継続を目指します。

② 要支援者の名簿づくり(在宅高齢者等の所在情報の把握)

災害時に大きな被害を受けやすく、支援を必要とする人を迅速に救出したり介護 したりするためには、日常からどこに支援を必要とする人がいるか、把握に努めま す。

事業概要

- ・要支援者情報の収集および共有
- 要支援者情報の内容

収集した要支援者情報は、防犯やプライバシー保護の問題が絡むことから、情報 が漏出しないよう、情報の保管について、十分注意を払います。 t また、情報の管理にあたって、次のようなことに努めます。

- ・要支援者に関する情報を平時から電子データ、印刷物で管理する。
- ・要支援者に関して、常に的確な情報を維持・管理するため定期的に調査を行い、情報を更新します。

実績値と目標値	第九次(実績値)			第十次(目標値)		
2023年度(令和5年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和 8 年度)
定期的調査の実施回数	2	2	4	4	4	4

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値では、定期的調査を8回している状況です。2026年度(令和8年度)に向け、要支援者の情報を更新しつつ、新たな情報の把握に努めます。台風や地震等の自然災害のほか、新型コロナウイルス等の感染症対策としても重要な施策として継続を目指します。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、要支援者に関して、常に的確な情報を維持・管理するため定期的に調査を継続して行い、高齢者が安心・安全に生活できるように情報を更新していきます。

③ 要支援者の支援体制づくり

事業概要	に行うのか・地域の見・保健福祉	災害が発生した時に、急に体制を整えることは難しいので、救援体制をどのように行うのかなど、支援体制と対応計画を整備します。 ・地域の見守りネットワークの確立 ・保健福祉関係者に対する防災教育・研修 ・要支援者の個別支援計画(支援プラン)の作成					
実績値と目標値		第九次(実績値)	第十次(目標値)			
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和6年度)	(令和 7 年度)	(令和8年度)	
支援プラン作成有無	有	有	有	有	有	有	

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間に連絡する者、移送支援する者、避難先の支援プランの作成をしています。台風や地震等の自然災害のほか、新型コロナウイルス等の感染症対策としても重要な施策として継続を目指し、2026年度(令和8年度)に向け、災害発生時の支援体制の確立に努めます。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造、さらには、要支援者数も大きく変化していることが想定される中、災害発生時においても避難支援体制の構築と安全対策の更新により、高齢者が住み慣れた地域で、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。

④ 緊急情報等の伝達体制の整備

事業概要		緊急時においては、特に高齢者等の要支援者の場合、視覚・聴覚障がい等により、情報が伝わりにくいことが想定されるため、伝達体制の整備を図る事業です。						
実績値と目標値		第九次(実績値)			第十次(目標値)			
2023 年度(令和 5 年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和 8 年度)		
緊急連絡網の整備	有	有	有	有	有	有		

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第九次西都市計画の3年間の実績値から、2026年度(令和8年度)に向け、さらに多様なメディアの活用や緊急連絡網の整備を行い、緊急情報の確実な伝達に努めます。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、障がいのある方等災害弱者に対して重要な施策として事業の継続を目指します。

3. サービス基盤整備

(1) 高齢者を見守り、支える地域づくりの推進

高齢者が地域の中で安心して生活するためには、身近な地域住民等による日常的な見守りや支援が行われることが大切です。高齢者等実態調査においても、多くの高齢者が身近な地域の人から緊急時や災害時の手助けや、安否確認の声かけ、見守り等の支援を受けたいと考えており、高齢者が安心して生活するためには地域での支えが必要不可欠であることがわかります。

このため、広報やパンフレットの配布や説明会等を通じて、市民に対して「共助(支え合い)」の意 識啓発に取り組みます。

また、本市では社会福祉協議会や民生委員・児童委員、高齢者クラブ、ボランティア等の様々な団体による高齢者見守り活動が既に行われています。加えて、広大な市域を有する本市において必要不可欠な身近な地域の相談窓口として、在宅介護支援センターを3箇所設置し、在宅の要援護高齢者(要援護となるおそれのある者を含む)またはその家族からの相談に応じ、保健福祉サービスを総合的に受けられるよう、関係機関との連絡調整や保健福祉サービス利用申請手続きの代行等を行うなど、協力体制強化に努めます。

① 安心・安全対策の推進

事業概要	安心・安全対策を推進する上で、まず、防火・防災対策は、第五次西都市総合計画基本計画の「危機管理体制の強化」を基に対策の充実を図る事業です。 次に、交通安全対策は、西都市交通安全計画を基に高齢者の交通安全対策を推進する事業です。 次に、防犯対策は、高齢者が生活するうえで危険を伴う被害に遭わないよう、関係機関との情報の共有・協働により高齢者への情報提供と周知・啓発を図る事業です。					
実績値と目標値		第九次(実績値)		第十次(目標値)
2023年度(令和5年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)
住宅用防災機器普及率	80.1%	84.0%	80.9%	更なる普及	更なる普及	更なる普及

第九次計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

安心・安全対策の推進にあたり、第九次西都市計画の3年間の実績値から、住宅用防災機器の普及件数は増加しています。2026年度(令和8年度)に向け、防火・防災対策は、第五次西都市総合計画前期基本計画に基づき、これまで、ひとり暮らしの高齢者家庭に対する住宅用防災機器等の普及促進を図っていますが、さらに防火・防災意識の高揚を図るため、啓発に努めます。交通安全対策は、第十一次西都市交通安全計画「2021年度(令和3年度~)」を基に高齢者の交通安全対策を推進します。また、防犯対策は、高齢者が空き巣ねらいや車上ねらいといった窃盗の犯罪被害及び訪問販売や悪質商法などの消費者被害、特殊詐欺被害に遭わないよう、関係機関と連携し、情報の提供と周知・啓発を図ります。

第十次計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第九次西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、特にひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、障がいのある方等に対して、災害や犯罪被害に巻き込まれないような対策が重要です。

第2章 地域支援事業

1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて

団塊の世代が 75 歳となる 2025 年(令和7年)、更にその先の 2040 年(令和 22 年)には 85 歳以上の 高齢者が急増するとともに、高齢者の独居世帯や夫婦のみの世帯も増えることが見込まれます。重度な 要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が 求められています。

認知症の人や要介護高齢者の増加、単身もしくは夫婦のみの高齢者世帯の増加も見込まれていることから、高齢者への支援はもちろん、その介護者(家族等)が抱える負担や複雑化した課題に対応するため、地域住民の総合相談窓口を担う地域包括支援センターについて、引き続き支援体制の充実を図るとともに、障がい福祉等の他分野の相談窓口との連携が重要となってきます。

住民主導による取り組みを含めた社会資源を発掘し、医療・介護サービス等とあわせて包括的に提供 していくとともに、高齢者の社会参加等を促し、地域住民が共に支え合う地域共生社会の実現を目指す ものです。

これらの取り組みは地域包括ケアシステムの深化・推進の中で重要な位置づけとなることから、本市 においては、地域支援事業を推進しています。

共助 住み慣れたところで安心して 介護・暗がい 募らすこと リハビリ 働くこと テーション 医療·看護 公的支援 地域のコミュニテ 西都市 健康管理課 **公肋** 西都市 福祉事務所 (地域包括支援センターなど) 互助 保健•福祉•生活支援•予防 住まいと住まい方 (仮設住宅等・復興公営住宅等・自宅等) 自助 本人・家族の選択肢と心構え

西都市地域包括ケアシステムのコンセプト

2. 地域支援事業の概要

地域支援事業は、高齢者が要介護状態・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、 市町村が行う事業です。地域支援事業の推進にあたっては、第九期西都市計画でも引き続き取り組みます。

3. 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業という。)は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

第九期西都市計画期間においても、単身世帯がさらに増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加することが予想されます。本市では、力強く総合事業を推進していくため、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護による専門的なサービス提供に加え、住民主体の支援等の多様なサービスや一般介護予防事業の充実を図り、ボランティア・NPO・民間企業・社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援、介護予防サービスも活用することにより、総合事業対象者の能力を最大限生かしつつ、それぞれの状態に応じたサービスが選択できるよう支援体制の構築に取り組みます。

(1) 介護予防・牛活支援サービス事業(対象者:要支援1・2及び事業対象者)

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することで、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。また、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら有する能力を活かすような柔軟な支援サービスを提供することで利用者自身ができることが増えるよう支援します。

① 訪問型サービス

事業概要	ンティア等) サービス、移	ホームヘルパーが居宅を訪問し介護が必要な方への支援に加え、住民主体(ボランティア等)によるゴミ出しなど生活支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動、掃除、洗濯、食事の準備支援(NPO、民間事業者等)など民間と協働して行う事業です。					
実績値と目標値	第八期(実績値)			第九期(目標値)			
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	
件数	766	729	750	800	800	800	

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の3年間の実績値では、目標値を下回っている状況です。要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響による利用の自粛、介護事業所の減少と考えられます。高齢者の世帯の増加が見込まれており、利用ニーズは高いと思われますが、在籍ヘルパーの不足や事業所の減少により、希望してもサービスが利用できないなどの意見もあることから、2026年度(令和8年度)に向け、多様なサービスが提供できるよう民間や地域と協働して支援体制の構築に取り組んでいきます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化していることが想定されるため、住民ニーズに応じ、サービスの提供ができるよう取り組んでいきます。

② 通所型サービス

事業概要	事・入浴サー	デイサービスセンターで生活機能の維持向上及び低下の予防のための体操、食事・入浴サービス等を提供するほか、「運動器機能の向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などの介護予防に取り組む体制を民間と協働していく事業です。							
実績値と目標値		第八期(実績値)	第九期(目標値)					
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度			
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和 8 年度)			
件数	1,761	1,941	2,000	2,100	2,100	2,100			

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の3年間の実績値では、件数は増加している状況です。2026 年度(令和 8 年度) に向け、一般介護予防事業や通所型短期集中サービス事業(C事業)なども活用しながら、通所型サービスの提供、あわせて介護予防の支援体制の構築に取り組んでいきます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が 65 歳になる 2040 年(令和 22 年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化していることが想定されるため、住民ニーズに応じ、サービスの提供ができるよう取り組んでいきます。

③ 介護予防ケアマネジメント

事業概要	箇所) が高齢 との課題分析	総合事業によるサービス等が適切に提供できるように地域包括支援センター(2 箇所)が高齢者や家族との相談、基本チェックリストの活用などにより、対象者ご との課題分析を行い、分析結果を踏まえたケアプランの下に事業を実施するととも に、事業実施後には、対象者の状況等の再評価を行います。							
実績値と目標値		第八期(実績値	()	第九期(目標値)					
2023 年度(令和 5 年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度			
は見込み値	(令和3年度)	(今和 4 左座)	(本和 5 左帝)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)			
	(中加3十皮)	(令和4年度)	(令和5年度)	1,625 1,677 1,700 1,700 1,700					

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の3年間の実績値では、新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少しましたが、徐々にサービス提供対象者数は増加傾向です。2026年度(令和8年度)に向け、課題分析後のケアマネジメントにあたっては、利用者自身による取り組み、地域住民等による支援等を積極的に位置づけるよう努めます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化していることが想定されるため、住民ニーズに応じ、サービスの提供ができるよう取り組んでいきます。

(2) 一般介護予防事業(対象者: すべての高齢者)

① 介護予防把握事業

事業概要	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等での本人・家族等からの相談による把握等を中心に、保健師等による健康づくり関連の訪問活動での把握、民生委員等地域の方及び医療機関等関係機関からの情報提供による把握により介護予防支援につなぐ事業です。						
実績値と目標値		第八期(実績値)	第九期(目標値)			
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	
支援の必要な高齢者 の把握件数	2	9	9	15	20	20	

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

2021 年度(令和3年度)から実施し、情報提供件数は増加している状況です。2023年度(令和5年度)までの状況から、さらに閉じこもり等何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、介護予防活動につなげていく必要があり、今後も継続していきます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化していることが想定されるため、住民ニーズに応じ、サービスの提供ができるよう取り組んでいきます。

② 介護予防普及啓発事業

事業概要	動教室等の介	介護予防に関するパンフレット等の作成・配布、介護予防に関する出前講座や運動教室等の介護予防教を開催し、「運動器機能の向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」「認知症・心の健康」など介護予防活動の普及・啓発を行う事業です。						
 実績値と目標値	第八期(実績値)			第九期 (目標値)				
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和8年度)		
出前講座の開催数	15	10	22	20	20	20		

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の3年間の実績値について、令和3~4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により出前講座の開催数が減少しましたが、令和5年度から各地区のサロンも再開し、以前の開催数に戻りつつあります。今後も高齢者が身近な地域で介護予防について気軽に学べるよう、地域と連携して出前講座の開催と高齢者の参加促進を図ります。

さらに、認知症地域支援推進員の活動や保健事業と介護予防の一体的事業、社会教育課が実施する 高齢者教室事業とも連携し、多くの方に参加してもらえるよう、効果的な普及啓発に取り組んでいき ます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化していることが想定されるため、住民ニーズに応じ、普及啓発ができるよう取り組んでいきます。

③ 地域介護予防活動支援事業

事業概要	ることのでき を地域の実情 的には下記の ①介護予防 ②介護予防	る介護予防活 に応じて効果 の①~③の事業 に関するボラ に関する地域	って高齢者を分動の地域展開を 動の地域展開を 的かつ効率的に があります。 ンティア等の人 活動組織の育成 介護予防に資す	を目指して、地 こ支援すること 、材を育成する な及び支援	は住民の通い(を目的とした) ための研修	の場等の活動
実績値と目標値		第八期(実績値)		第九期(目標値)
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和 8 年度)
いきいき百歳体操 参加者数(実数)	491	550	595	620	650	680

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の 3 年間の実績値では、いきいき百歳体操参加者数は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一時減少しましたが、徐々に以前の状況に戻りつつあります。開催地区数の拡大に向けた普及啓発に取り組むほか、既に実施している地域の活動支援にも取り組みます。

2026年度(令和8年度)に向け、これからも西都市では、週1回以上の住民主体の通いの場としての、 地域づくりによる介護予防事業「いきいき百歳体操」を市内全域で取り組んでいけるように継続して 積極的に推進していきます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化していることが想定されるため、住民のニーズに応じた活動支援ができるように取り組んでいきます。

④ 一般介護予防事業評価事業

事業概要	現在、健康管理課、地域包括支援センター、受託事業者等が連携して、プロセス評価(事業の実施過程に関わる評価)、アウトプット評価(事業成果の目標を達成するために必要となる事業の実施量に関する評価)、アウトカム評価(事業成果の目標に関する評価)等を実施し、事業を評価・検証する事業です。						
実績値と目標値		第八期(実績値)	第九期(目標値)			
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和 7 年度)	(令和 8 年度)	
評価事業実施の有無	有	有	有	有	有	有	

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の3年間の実績値では、毎年、評価・検証を実施しています。2026年度(令和8年度)に向け、今後、事業参加者数や状態像の変化等に関わるデータを引き続き集積し、評価データの検証及びデータの有効活用を図り、国の評価手法等も参考にしながら介護予防の効果等の評価・検証に努めます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化していることが想定されるため、住民ニーズに応じてデータ集積方法の見直しを行いながら、介護予防の効果等について評価、検証に取り組んでいきます。

5 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要	介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へリハビリ専門職を派遣し、助言等を行う事業です。						
実績値と目標値	第八期(実績値)			第九期(目標値)			
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和8年度)	
リハビリテーション専門職	01	79	90	90	00	90	
の関与の有無または回数	81	/9	80	80	80	80	

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の3年間の実績値は、目標値を上回り、80回前後で推移しています。

2026 年度(令和8年度)に向け、今後も地域における介護予防のへの機能強化や、高齢者の自立支援 に資する取り組みを推進するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の 憩いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進することが求められており、本市としても 積極的に取り組んでいきます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が 65 歳になる 2040 年(令和 22 年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化していることが想定されるため、住民ニーズに応じて積極的な活用を図り、機能強化を目指します。

4. 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの運営・地域ケア会議の充実

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核機関として位置づけられており、本市では、2箇所(西都市北地区地域包括支援センター、西都市南地区地域包括支援センター)を設置しており、高齢者ができる限り要介護状態にならないための「介護予防ケアマネジメント業務」や「総合相談支援業務」、さらに、虐待防止のための早期発見、成年後見制度の周知などの「権利擁護業務」、「包括的・継続的マネジメント支援業務」を行っています。

一方、地域包括支援センターは、医師会や関係機関の代表者から組織された「地域包括支援センター運営協議会」の意見等を集約し、当該センターの適切な運営と職員配置、構成、中立性の確保などを図っています。

今後も、当該センターの周知に努めるとともに、社会福祉法人やボランティア団体等の地域資源を活用や障がい福祉等の他分野の相談窓口との連携に取り組み、地域包括ケアシステム体制の充実・強化を図ります。

また、地域ケア会議は、介護保険の理念に基づいて設置しており、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた有効なツールで、保健・医療・福祉の専門職等の助言を得ながら、高齢者にとって効果的なアプローチを探るとともに自立支援、介護予防の観点で支援策を検討するものです。この会議を通じて①保健・福祉、②介護・リハビリテーション、③医療・看護、④介護予防・生活支援、⑤すまいと住まい方、⑥本人の選択と本人・家族の心構えなど6つの要素について地域の課題を共有し、課題解決に向けた地域資源の開発、政策形成につなげていくことが重要です。

このように地域の実態を把握し課題の分析をとおして地域の共通目標を設定し、評価と計画の見直 しを繰り返しながら目標達成に向けた活動を継続させる地域マネジメントは大変重要です。個別事例 の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築 に繋げるなど、地域ケア会議を実行性あるものとして定着・普及に努めます。

① 西都市における地域包括ケアシステム構築の組織体制

第九期西都市計画の基本理念を具体化していくために、地域包括ケアシステム構築の組織体制として以下の4つの会議体において取り組んでいきます。組織体制の進捗評価を行いながら、計画期間中に迎える2025年(令和7年)、そして2040年(令和22年)を念頭におき、地域包括ケアシステムの深化・推進につなげていきます。

【地域包括ケアシステム構築の組織体制】

①個別課題解決 ②ネットワーク構築 ③地域課題発見 ④地域づくり・資源開発 ⑤政策形成

企画		∧ =≠ <i>b</i>	△≒⇔→₩□₩		Í	会議の機	能能	
構成		会議名	会議の主な目的	1	2	3	4	(5)
	西	都市事業計画策定委員会	・西都市第十次高齢者保健福祉計画の策定・西都市第九期介護保険事業計画の策定					•
	地域ケアテラ会議 信別地域ケア会議 (地域包括支援センター)	・高齢者に対する個別のケアマネジメントについて、医療・介護に係る専門職による助言を得ながら、高齢者の QOLの向上につながるように、自立支援・介護予防の観点で調整・支援策を検討する。	•	•	•	•	•	
行政			・市民や介護支援専門員等から相談され た個別事案の解決に向け、多職種で支 援策を検討、実施する。	•	•	•		
	生活支援体制整備協議会		 ・地域における生活支援及び介護予防サービス体制を整備する。また、支え合い・助け合いの仕組みを構築する。 ・高齢者福祉に関し見識を有する者、地域における連携及び支援体制の関係者、民間企業関係者、生活支援コーディネーター、行政等により体制整備を目指す。 		•	•	•	

(2)総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークの構築に努めます。また、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用に繋げる等の支援を行います。事業内容として「総合相談支援」「事業実態把握」「地域包括支援ネットワークの構築」があります。3職種(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー)が十分な機能を発揮できるよう体制の整備及び早期に課題解決につながるような連携体制の構築に努めます。

① 総合相談支援

事業概要	て、的確な情 断し、専門的	報把握を行い	住民、地域の名 、専門的・継約 与または緊急 <i>の</i> です。	売的な関与また	は緊急の対応	の必要性を判
実績値と目標値		第八期(実績値) 第九期(目標値)				
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
度)は見込み値	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和 7 年度)	(令和8年度)
総合相談件数/年	5,993	7,123	7,000	7,000	7,000	7,000

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の3年間の実績値では、総合相談件数は大幅に上回り7,000件程度で推移している状況です。また、相談内容についても多様化し、障がい福祉等の他分野との連携も必要となってきています

2026 年度(令和 8 年度)に向けては、相談内容に応じた適切な支援ができるよう職員のスキルアップや関係機関との密な連携等相談体制の充実を図り、その周知徹底に努めます。さらに高齢者に係る総合相談として、サービスに関する情報提供等の初期的相談対応や継続的・専門的な相談支援の充実に努めます。また、相談につながっていない潜在的な支援ニーズへの対応も強化していく必要があるため、地域の関係機関・団体等との情報交換をより一層密にすることで、ネットワーク機能の強化につなげ、支援体制の充実に努めます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化し、相談件数の増加、相談内容や課題の多様化が見込まれることから、更なる支援体制の充実を図っていきます。

② 実態把握

事業概要	総合相談支援の中で、専門的・継続的な関与または緊急の対応の必要性を判断した家庭を訪問して、高齢者や家族を支援する事業です。						
実績値と目標値		第八期(実績値)	第九期(目標値)			
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和8年度)	
総合相談での緊急性のある件数/年	861	830	850	850	850	850	

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の3年間の実績値では、総合相談支援の中で緊急性や必要性のある高齢者や世帯件数は、850件前後で推移している状況です。

2026 年度(令和8年度)に向け、今後は、様々なネットワークの活用のほか、高齢者世帯への定期訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握に努めます。特に地域から孤立している要介護者(支援)者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯など、支援が必要な世帯を早期に把握し、必要なサービスを提供していきます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化し、相談件数の増加、相談内容や課題の多様化が見込まれることから、更なる支援体制の充実を図っていきます。

③ 地域包括支援ネットワーク構築

ア 地域の社会資源やニーズの把握

地域包括支援センターは地域包括ケアシステムのコーディネートを行うため地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行います。ネットワーク構築にあたっては、サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により、活用可能な機関・団体等の把握などを行います。

また、地域に必要な社会資源が無い場合には、その創設や開発に取り組みます。

イ ネットワークの構築

地域の様々な関係者のネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて、支援が必要と判断された高齢者に対して、センターの各専門職によるチーム支援を行います。認知症高齢者の見守りや消費者被害防止、閉じこもりの予防というニーズに対応し、これらのネットワークを有効に活用します。支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行います。事例を基に問題点の検討をし、地域における様々な関係者と連携を図る場としてセンターが中心となり「地域ケア会議」を開催します。

ウ 地域住民の啓発活動

地域住民が必要な情報を共有し、互助的な地域の連携や個人の尊厳を尊重し、理解するために必要な啓発活動に取り組みます。

工 高齢者虐待防止啓発活動

地域における高齢者虐待防止ネットワーク構築のため、行政・関係機関・地域団体・各種事業所や 住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組みます。

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の3年間の実績値では、ア〜エのそれぞれの活動について 2 地区の地域包括支援 センターにおいて取り組んでいます。

2026 年度(令和8年度)に向け、地域資源やニーズの把握を行い、関係者とのネットワークを通じて活動していきます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化し、相談件数の増加、相談内容や課題の多様化が見込まれることから、高齢者の尊厳が守られ自分らしく生きていけるように、地域における様々な関係者のネットワークの構築にさらに努めていきます。

(3) 権利擁護業務

これまで高齢者の虐待等については、市担当窓口(福祉事務所・健康管理課)と地域包括支援センター、警察等による情報共有・連携体制の構築を図ってきました。今後も、困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるように、通報窓口のさらなる周知を図り、虐待等の権利擁護に係る問題の早期発見・早期対応に努めます。

① 高齢者の権利擁護対策によるサービス利用者保護

事業概要		高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう専門的、 継続的な視点から支援を行う事業です					
実績値と目標値		第八期(実績値)	第九期(目標値)			
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和 8 年度)	
窓口相談件数	247	359	350	350	350	350	

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の3年間の実績値から、相談件数も増加しています。引き続き、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの相談業務を広く周知するとともに、高齢者の主体性を尊重しつつも、 訪問による状況確認を行い、高齢者の生活全体を視野に入れ、ネットワークを活用した包括的支援に 取り組んでいきます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化し、相談件数の増加、相談内容や課題の多様化が見込まれることから、関係機関とのネットワークにより早期発見、早期対応に努めていきます。

② 高齢者に対する虐待防止

事業概要	「高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律※ ¹)」には、高齢者の虐待防止に市町村がより積極的に関与することが求められている事業です。						
実績値と目標値		第八期(実績値)	第九期(目標値)			
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和 7 年度)	(令和8年度)	
高齢者虐待件数 (件)	9	13	7	10	10	10	

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の3年間の実績値から、高齢者虐待は依然として発生していることから、本市においても、地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待の早期発見につながるよう広報紙やリーフレットによる啓発を行い、周知と虐待防止に引き続き取り組みます。また、関係機関と連携を図り虐待ケースの解決に努めます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定される中、高齢者への虐待は大きな問題となっており、高齢者の虐待防止に積極的に取り組みます。

※1 高齢者虐待防止法

高齢者に対する身体的暴力や介護放棄、心理的外傷を与える行為、財産の不当な処分等の虐待の防止や、養護者に対する支援等を促進し、高齢者の権利擁護を推進することを目的とする。虐待に気付いた人の通報、高齢者を虐待から切り離す緊急保護、市町村長による立ち入り検査の実施、施設内虐待を発見した施設従業員等の市町村への通報義務等を規定する。

(平成17年11月9日成立、平成18年4月1日施行)。

③ 成年後見制度利用支援事業

事業概要	営むことがでる 度を利用として りに りに は りに は りに は りに は りに りに りに りに りに りに りに りに りに りに りに りに りに	きる環境を整終費、成年後にあたって必事業です。 、判断能力が不終2」や「日常制度」は、認識性活できるよりできるよりでも、認識性ので表現。	する能力を活用 備するため、値見人等のな数 短短 を おおまま を おおまま を おおまま かい おまま かい おまま かい おまま かい おまま かい はい かい	低所得の高齢者の助成など、認定行うなど、高齢者等の権利事業 ※3」が 計神障がい等の はずり上監護等を はずいである。 はずいにはいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。	に係る成年後の知症高齢者等の権利擁護に関するのでは、 あります。 のために判断である。 であります。 のために判断である。 であります。 のために判断である。 の必要がありる。 の知症高齢者の。	見制度の申しが成年後見制護対策の一環制度には「成めれている」が、利用に際にする。
実績値と目標値		第八期(実績値)		第九期(目標値)
2023 年度(令和 5 年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)
市長申し立て件数	6	10	11	15	15	15

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の3年間の実績値では、年間約10件の市長申し立てを行っています。今後は、西都市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和4年度設置の西都市成年後見支援センターにおいて、広報等による事業の周知を図り、支援制度の利用を促進します。そのうえで、利用者がメリットを実感できる制度としての運用改善を行い、広報等を通じた事業の周知を図るとともに、地域包括支援センターや権利擁護支援の地域連携のネットワークを推進して、権利擁護の必要な人の早期発見と相談支援に取り組み、利用促進に努めます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が 65 歳になる 2040 年(令和 22 年)においては、超高齢化により、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率、及び世帯構造も大きく変化していることが想定されます。特にひとり暮らし高齢者や認知症のある方、障がいのある方等、支援の必要のある高齢者、認知症高齢者もさらに増加するなど、高齢者を取り巻く生活環境は厳しさを増すことが想定されます。そのことにより

成年後見制度利用支援事業は益々必要性の高い事業として位置づけられるため、本市の成年後見制度 利用促進基本計画に沿って、権利擁護の必要な人の早期発見と早期の相談体制、後見人の精査や見守 り体制、不正防止の仕組み等を徹底することにより、利用しやすい制度としての確立を目指します。

※2 成年後見制度

認知症高齢者等の判断能力が十分でない人を権利侵害から守るため、選任された後見人等が本人の判断能力を補い、保護する制度。

※3 日常生活自立支援事業

認知症高齢者等の判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助や預貯金の出し入れ、年金証書等の預かりなどを行う事業。

(4)包括的・継続的マネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、個々の高齢者の状況や変化に応じて、多職種相互が協力して包括的かつ継続的に支援していく事業です。事業内容は、下記のとおりで、今後も効果的なマネジメントに努めます。

- 1 包括的・継続的なケア体制の構築
- 2 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ❸ 日常的個別指導・相談
- 4 支援困難事例等への指導・助言

(5) 在宅医療・介護連携の推進

包括的・継続的な在宅医療・介護連携の推進の大きな目的は、医療・介護の資源に関して把握した 情報を活用して、地域の課題を抽出し地域住民の医療と介護へのアクセス向上を図り、関係機関が情報を共有し、切れ目なく提供される体制の構築を図ることにあります。

高齢者が病気や事故等により、自宅など可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう体制の整備を図ることは大変重要です。地域の医療・介護サービス資源の把握や、関係機関等による会議、研修会等を実施し、今後も、関係事業者間や近隣市町村との連携強化の下、切れ目のない医療・介護のサービスを提供していくなかで住民への理解を促進します。

(6) 認知症施策の推進

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進します。

① 認知症初期集中支援チームの設置

事業概要	び目指すべきの発生を防ぐが尊重され、	本市においても認知症高齢者の増加が予測されるなか、今後の認知症への対応及び目指すべきケアは、「早期支援機能」と「危機回避支援機能」を整備し、「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」に基本を置き、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域に自ら参加し、よい環境で暮らし続けることができるように、具体的な方策を推進するための事業です。						
実績値と目標値		第八期(実績値)	第九期(目標値)				
2023 年度(令和 5 年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
度)は見込み値	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和 7 年度)	(令和 8 年度)		
認知症初期集中支援 チームと地域包括支援 センターとの協働による 対象者把握件数	2	1	1	2	2	2		

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

本市では、2018 年度(平成 30 年度)に「認知症初期集中支援チーム」をスタートさせ、認知症の方やその家族への早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しています。

第八期西都市計画の3年間の実績値では、認知症初期集中支援チームと地域包括支援センターとの協働による対象者把握件数は2件となっています。今後は、2026年度(令和8年度)に向け、訪問支援対象者の把握は、地域包括支援センターと情報共有を図り、認知症の方やその家族への早期診断・早期対応に向けた支援体制を確立するとともに、認知症の本人やその家族の精神的負担の軽減に努めます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化し、認知症高齢者の増加も見込まれることから、早期発見・対応の支援体制を充実させていきます。

② 認知症におけるネットワークの構築

本市では「認知症にやさしい地域づくりネットワーク形成事業」として、「認知症におけるネットワーク会議」を設置し、運営委員会は次に掲げる3つのネットワーク活動を展開していくための具体的な検討を行うとともに、ネットワークの見直しや拡大等を図るため、適宜会議を開催していましたが、2019年度(令和元年度)末に会議が解散となり、市が主催している認知症施策推進会議において協議しています。

事業概要

- (1) 認知症理解に対する地域住民への広報・啓発活動
- (2) 認知症による行方不明者の捜索活動への協力(西都市認知症SOSネットワーク)、保護・引き取りにおける対応
- (3) 再発防止のための対策、その他、認知症にやさしい地域づくりネットワーク 形成に必要と認められる活動

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の3年間の実績値では、毎年、認知症施策推進会議において認知症におけるネットワーク会議を年1回開催しています。

2026 年度(令和 8 年度)に向け、今後も (1)~(3)の活動を推進していくため、地域におけるネットワークの構築に努め、認知症に対する理解促進及び、地域での支援ネットワークの強化に努めます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化し、認知症高齢者の増加も見込まれることから、地域全体で支援ネットワークを充実させていきます。

③ 認知症地域支援推進員の配置と認知症ケアパス

③-1 認知症地域支援推進員

事業概要	支援を行う様 効果的な支援	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療・介護及び生活 支援を行う様々なサービスが連携したネットワークを形成し、認知症の方にとって 効果的な支援を行う事業で、推進員の活動として相談対応や実態把握、普及啓発、 認知症カフェ等の運営を行っています。					
実績値と目標値		第八期(実績値)	第九期(目標値)			
2023 年度(令和 5 年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和 8 年度)	
認知症地域支援推進 員による相談・実態把 握件数	20	85	80	85	85	85	

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の3年間の実績値では、認知症地域支援推進員を配置(2人…北地区・南地区に各1人)し、相談対応や実態把握に取り組んでいて、2022年度(令和4年度)から件数も増加しています。

2026 年度(令和8年度)に向け、今後も、認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担うためネットワークを形成し、事業に取り組んでいきます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が 65 歳になる 2040 年(令和 22 年)においては、認知症高齢者数も増加することが見込まれることから、認知症対応の地域ネットワーク体制を充実させていきます。

③-2 認知症ケアパス

事業概要	認知症ケアパスとは、「認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」の ことです。						
実績値と目標値		第八期(実績値)	第九期(目標値)			
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和 8 年度)	
作成の有無	0	0	0	0	0	0	

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

本市では平成29年度において認知症ケアパスを作成しており、認知症施策推進会議での意見を集約しながら、支援の流れや掲載内容の充実を図っています。

2026 年度(令和 8 年度)に向け、さらに認知症ケアパスを機能させるには、「認知症の方を地域で支え生活するための基盤づくり」と、「認知症の方への適切なマネジメント」が不可欠です。地域で培われてきた認知症の方を支える取り組みを民間や地域住民と協議しながら整理し、体系的にわかりやすく示していく必要があります。そのため、今後も本市の認知症ケアパス「西都市認知症あんしんガイド」の普及に努めます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、超高齢化社会の中で、認知症 高齢者の増加も見込まれることから、認知症対応のスムーズな流れを構築していきます。

(7) 生活支援サービスの体制整備

今後、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援、日常生活上の支援が必要となってきます。そのような高齢者が、地域で安心して在宅生活を維持していくために必要となる多様な生活支援サービスの整備に向けて、本市が中心となって、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の活用等を通じ、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図ります。

また、介護予防は、その推進に当たり機能回復訓練などの高齢者へのアプローチだけでなく、生活機能全体を向上させ、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれた支援が重要であり、地域におけるリハビリテーション専門職等を活用し、高齢者の自立支援に資する取り組みを推進することで、要介護状態になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指します。

5. 任意事業

任意事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対して必要な支援を行うものです。地域支援事業の理念の基、地域の実情に応じ、市町村独特の発想や創意工夫した形態で実施され、制度の趣旨に合致すれば多様な事業が展開できる事業です。

本市では、以下の事業を地域支援事業の任意事業と位置づけて実施します。事業内容は下記のとおりです。

- 認知症サポーター養成講座
- 2 介護給付費適正化事業
- ❸ 地域自立生活支援事業(配食サービス)
- 4 成年後見人制度利用支援事業
- 6 住宅改修支援事業等

(1)介護給付費適正化事業

介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、本事業の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備など、介護給付等に関する費用の適正化のため、別に定める西都市介護給付費適正化事業に基づき実施する事業です。

第九期西都市計画においては、主要3事業に見直しを行い、「医療情報との突合・縦覧点検」「ケアプランの点検」「要介護認定の適正化」に取り組んでいきます。この事業は介護サービスを適宜見直すことで、公平な給付水準の確立や介護保険料の負担の適正化にもつながることから、今後もさらに体制の整備に努めます。

(2) その他の事業

① 認知症サポーター養成事業

事業概要	本市では、認知症の方や家族が安心して暮らし続けることのできる地域をつくっていくために、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の方や家族を支援する認知症サポーターの養成に取り組んでいます。養成講座は、市内の地域、職場、学校等において認知症の方およびその家族を支える意欲を持つ者を対象に認知症の基礎知識、認知症の方への対応等のカリキュラムにより実施しています。研修時間は概ね90分で、「キャラバン・メイト※1」が実施し、養成講座修了者には、認知症サポーターの証となるオレンジリングを交付しています。※1 キャラバン・メイト:「認知症サポーター養成講座」の講師役で、市町村等の主催する専門の研修を受講し、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を習得した方です。						
実績値と目標値		第八期(実績値)		第九期(目標値)	
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	
キャラバンメイト数	53	52	50	50	55	60	
認知症サポーター数 (養成講座終了者)	158	72	220	200	200	200	
養成講座回数/年	8	5	12	10	10	10	

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の3年間の実績値では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、学校や地域での実施が見込みよりできませんでしたが、令和5年度は以前の回数に戻りつつあります。

2026 年度(令和 8 年度)に向け、今後は職域向けの講座も積極的に開催するなど、養成対象者の拡大を図るほか、キャラバン・メイトの確保に努め、オレンジサポーターとの情報交換を行いながら、地域住民に対して認知症に対する正しい理解が深められるよう普及啓発に取り組んでいきます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊の世代が65歳になる2040年(令和22年)においては、超高齢社会の中で、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症サポーターの養成に引き続き取り組み、地域共生社会の実現に向けて推進していきます。

② 地域自立生活支援事業(配食サービス)

事業概要		食事の調理または食料品の買い出しが困難な虚弱高齢者に対して、定期的に自宅 を訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行 う事業です。						
実績値と目標値		第八期(実績値)	第九期(目標値)				
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和 8 年度)		
配食サービス件数	13,388	23,177	28,000	28,000	28,000	28,000		

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

2022 年度(令和4年度)から西都市社会福祉協議会から民間事業者へ変更することになり、西都市高齢者見守り配食サービス事業補助金交付要綱に基づく事業として実施しています。

第八期西都市計画の3年間の実績値では、配食サービス件数は2022年度から増加している状況です。2026年度(令和8年度)に向け、高齢者の見守りや安否確認の目的からも、より多くの対象者に利用していただくため、事業内容の検討及び周知の拡大に努めます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化していることが想定される中、高齢者人口の増加も見込まれるため、特にひとり暮らし高齢者の見守りを含め、サービス量の増加に対応していきます。

③ 住宅改修支援事業

事業概要	住宅改修に関する相談助言・情報提供をしています。住宅改修費の支給の申請に 係る必要な書類及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費の助成を行い、 住宅改修事業の適正な利用を支援する事業です。						
実績値と目標値		第八期(実績値)	第九期(目標値)			
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和 8 年度)	
住宅改修助成件数/年	123	158	160	160	160	160	

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

第八期西都市計画の3年間の実績値では、住宅改修助成件数は増加している状況ですが、今後も適切な相談助言・情報提供ができるよう努めます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が 65 歳になる 2040 年(令和 22 年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化していることが想定される中、高齢者人口の増加も見込まれるため、適切な支援と対応を図っていきます。

④ 福祉用具貸与費助成制度

事業概要	総合事業対象者に手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえの貸与費用を助成する制度を計画しています。これによって、総合事業対象者であれば、福祉用具貸与のために要介護認定を受けることなく、助成制度を利用できます。						
実績値と目標値		第八期(実績値)	第九期(目標値)			
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和6年度)	(令和 7 年度)	(令和 8 年度)	
機器利用者数(人)	10	12	16	16	16	16	

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

令和3年度より新規事業として事業を開始し、本事業を利用する要支援者、事業対象者も増加しています。事業の周知に取り組むとともに、評価・検証を行いながら事業を継続させていきます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が 65 歳になる 2040 年(令和 22 年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化していることが想定されるため、高齢者の安心サービスとして事業の継続を目指します。

⑤ 福祉用具購入費助成制度

事業概要	歩行器、歩行 し、福祉用具	要支援1・2の認定を受けた方、および総合事業対象者に、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえの購入費を助成する制度を計画しています。この制度を利用し、福祉用具を購入することで、貸与制度利用継続を目的とした要介護認定更新を行う必要がなくなります。							
実績値と目標値		第八期(実績値)	第九期(目標値)					
2023年度(令和5年	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度			
度)は見込み値	(令和 3 年度)	(令和4年度)	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和 8 年度)			
機器利用者数(人)	6	21	15	15	15	15			

第八期計画(令和3年度~令和5年度)の評価と今後の対策

令和3年度より新規事業として事業を開始し、本事業を利用する要支援者、事業対象者も増加しています。事業の周知に取り組むとともに、評価・検証を行いながら事業を継続させていきます。

第九期計画(令和6年度~令和8年度)の方向性

第八期西都市計画の実績及び推進度・達成度・利用度を評価し、課題を整理しつつ、施策を推進します。

中長期的な目標

団塊ジュニアの世代が 65 歳になる 2040 年(令和 22 年)においては、前期高齢者数や後期高齢者数の高齢者比率のほか世帯構造も大きく変化していることが想定されるため、高齢者の安心サービスとして事業の継続を目指します。

第3章 介護保険事業計画

1. 居宅介護サービス・介護予防サービスの実績と見込量

(1)訪問介護

事業概要		利用者の居宅にホームヘルパー等が訪問し、食事や入浴、排泄の介助などの身体介護や買い物、洗濯、掃除などの生活援助を行うものです。							
 実績値と見込量	第八期((実績値) 令和5	毎度は見込値	<u> </u>	第九期(見込 量	<u>.</u>)			
(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度			
(1)2/	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和 8 年度)			
回数(回/年)	96,005	99,256	120,228	116,393	116,393	116,393			
介護給付(回)	96,005	99,256	120,228	116,393	116,393	116,393			
人数(人/年)	2,570	2,435	2,616	2,568	2,568	2,568			
介護給付(人)	2,570	2,435	2,616	2,568	2,568	2,568			

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

事業概要	利用者の居宅に移動入浴車などの入浴設備を持ち込み、入浴、洗髪の介助を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持を行うものです。							
実績値と見込量	第八期(実績値)令和5	毎度は見込値	ģ.	第九期(見込量	∄)		
(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
(+/又/	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和 8 年度)		
回数(回/年)	805	640	505	565	415	415		
予防給付 (回)	0	0	0	0	0	0		
介護給付(回)	805	640	505	565	415	415		
人数(人/年)	132	109	60	60	48	48		
予防給付(人)	0	0	0	0	0	0		
介護給付(人)	132	109	60	60	48	48		

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

事業概要	訪問看護は、看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。							
 実績値と見込量	第八期((実績値) 令和5	年度は見込値	<u> </u>	第九期(見込 量	<u>=</u>)		
(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
(+/又/	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)		
回数(回/年)	9,858	11,509	12,421	12,732	12,380	12,481		
予防給付 (回)	1,515	1,675	1,874	1,908	1,908	1,908		
介護給付(回)	8,343	9,834	10,547	10,824	10,472	10,573		
人数(人/年)	1,085	1,130	1,164	1,140	1,116	1,116		
予防給付(人)	205	214	216	216	216	216		
介護給付(人)	880	916	948	924	900	900		

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

事業概要	計画的な医学 身の機能の維	病院・診療所または介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行うものです。						
 実績値と見込量	第八期(第八期(実績値)令和5年度は見込値 第九期(見込量)				∄)		
(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
(1)2/	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和 8 年度)		
回数(回/年)	3,940	3,862	3,172	3,115	2,899	2,645		
予防給付(回)	1,058	1,324	830	1,022	1,022	888		
介護給付(回)	2,882	2,538	2,342	2,093	1,877	1,757		
人数(人/年)	310	342	288	336	312	288		
予防給付(人)	80	90	72	72	72	60		
介護給付(人)	230	252	216	264	240	228		

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

	事業概要		居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が通院困難な人の居宅を訪問し、 療養上の管理や指導を行うサービスです。						
集	€績値と見込量	第八期(第八期(実績値)令和5年度は見込値 第九期(第九期(見込量	<u>-</u>)		
	(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
	(十)又/	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)		
人	数(人/年)	834	879	1,059	1,008	960	936		
	予防給付(人)	36	36	36	36	36	36		
	介護給付(人)	798	843	1,020	972	924	900		

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(6) 通所介護

事業概要	利用者が通所介護事業所(デイサービスセンター)に通い、食事や入浴などの日常生活上の世話を受けるほか、機能訓練や社会交流による日常生活能力の維持を図るものです。						
	※地域密着型通所介護(定員 18 名以下。平成 28 年度~。)は別途掲載。 ※要支援の方の通所介護は総合事業(平成 30 年度~)として別途掲載。						
実績値と見込量	第八期((実績値) 令和5	5年度は見込値	4	第九期(見込む	量)	
(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
(+/\&/	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	

74,136 71,454 66,967 66,824 66,824 66,824 回数(回/年) 74,136 71,454 66,967 66,824 66,824 66,824 介護給付(回) 4,396 4,137 3,912 3,888 3,888 3,888 人数(人/年) 4,396 4,137 3,912 3,888 3,888 3,888 介護給付(人)

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

事業概要	利用者が通所リハビリテーション事業所 (デイケア) に通い、心身機能の維持回復 を目的に、理学療法士や作業療法士の指導のもとで専門的なリハビリテーションを行うものです。また、送迎・入浴・食事等のサービスも受けられます。予防給付は、月額包括報酬であるため、回数は表示されません。							
 実績値と見込量	第八期(第八期(実績値)令和5年度は見込値 第九期(見込量)				∄)		
(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
(十及)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)		
回数(回/年)	26,871	24,195	24,572	24,108	24,108	24,108		
介護給付(回)	26,871	24,195	24,572	24,108	24,108	24,108		
人数(人/年)	2,783	2,598	2,556	2,580	2,616	2,628		
予防給付(人)	538	534	456	408	408	408		
介護給付(人)	2,245	2,064	2,100	2,064	2,064	2,064		

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

事業概要		介護者の事情により居宅での介護が困難になった際に、施設に一定期間入所し、入 浴・食事・排泄等の介護や日常生活の世話、機能訓練などを受けるものです。							
実績値と見込量	第八期(実績値)令和5	年度は見込値	ģ.	第九期(見込量	<u> </u>			
(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度			
(十尺)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)			
回数(回/年)	4,555	3,409	3,630	3,476	3,469	3,469			
予防給付(回)	75	53	67	36	36	36			
介護給付(回)	4,480	3356	3,563	3,440	3,433	3,433			
人数(人/年)	699	615	756	720	720	720			
予防給付(人)	20	19	48	36	36	36			
介護給付(人)	679	596	708	684	684	684			

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(老健)

	事業概要	て、看護、医	短期入所療養介護(老健)は、介護老人保健施設に短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うサービスです。						
身	 ≷績値と見込量	第八期(実績値)令和5	毎度は見込値	4 5	第九期(見込量	<u>.</u>)		
	(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
	(1 /2 /	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和 8 年度)		
[]数(回/年)	54	247	40	0	0	0		
	予防給付(回)	0	0	0	0	0	0		
	介護給付(回)	54	247	40	0	0	0		
人	、数(人/年)	13	27	12	0	0	0		
	予防給付(人)	0	0	0	0	0	0		
	介護給付(人)	13	27	12	0	0	0		

(10) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(病院等)

	事業概要	短期入所療養介護(病院等)は、介護療養型医療施設等に短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うサービスです。								
事	€績値と見込量	第八期((実績値) 令和5	年度は見込値	Q.E.	第九期(見込量				
	(年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)			
]数(回/年)	0	0	0	0	0	0			
	予防給付(回)	0	0	0	0	0	0			
	介護給付(回)	0	0	0	0	0	0			
人	、数(人/年)	0	0	0	0	0	0			
	予防給付(人)	0	0	0	0	0	0			
	介護給付(人)	0	0	0	0	0	0			

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

事業概要 利用者が日常生活を営むために、心身の状況や環境等に応じて適切な福祉用具の 定・貸与を受けるものです。							
ま		第八期(実績値)令和5年度は見込値			第九期(見込量)		
	(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
	(1 /2/	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)
人	数(人/年)	7,150	7,281	7,296	7,452	7,524	7,584
	予防給付(人)	1,226	1,179	1,128	1,140	1,176	1,200
	介護給付(人)	5,924	6,102	6,168	6,312	6,348	6,384

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(12) 特定福祉用具購入費・介護予防特定福祉用具購入費

特定福祉用具購入は、日常生活の自立を支援するために、特定福祉用具として指 事業概要 された介護用品(入浴補助用具等)の購入について、その費用を支給します。(支 限度額は年間 10 万円です)								
集	₹績値と見込量	第八期(実績値)令和5年度は見込値)			第九期(見込量)			
	(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
	(十尺)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	
人	数(人/年)	118	121	144	132	132	132	
	予防給付(人)	48	44	24	24	24	24	
	介護給付(人)	70	77	120	108	108	108	

(13) 住宅改修費・介護予防住宅改修費

身体機能が低下した高齢者の日常生活の支援や介護者の負担軽減を図るために 事業概要 すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修について、その費用を支給 す。(支給限度額は 20 万円です。)								
実	績値と見込量	第八期(実績値(令和5年度は見込値)			第九期(見込量)			
	(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
	(+/又/	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和 8 年度)	
人	数(人/年)	129	154	144	156	156	156	
	予防給付(人)	61	74	48	60	60	60	
	介護給付(人)	68	80	96	96	96	96	

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(14) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

	事業概要	特定施設(有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅等)の入居者に対し、当該特定施設が提供するサービスの内容(入浴、排泄、食事の介護その他のサービス)等を計画に基づき提供することをいいます。							
集	€績値と見込量	第八期(実績値)令和5年度は見込値			第九期(見込量)				
	(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
	(1 /2 /	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和 8 年度)		
人	数(人/年)	839	858	828	864	864	852		
	予防給付(人)	48	48	48	60	60	60		
	介護給付(人)	791	810	780	804	804	792		

2. 地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービスの実績と見込量

地域密着型サービスとは、高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように提供されるサービスで、利用者は原則として、事業者が所在する市町村の被保険者に限定されます。

また、地域密着型サービスの指定や質の確保等については、被保険者代表や地域の保健・福祉・医療関係者等で構成する「西都市地域密着型サービス運営委員会」において協議し、適切なサービス展開を促進していきます。

▶地域密着型サービスに含まれるもの◀

- ① 定期巡回·随時対応型訪問介護看護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 地域密着型诵所介護
- ④ 小規模多機能型居宅介護
- ⑤ 認知症対応型通所介護
- ⑥ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護(定員29人以下の介護専用型特定施設)
- ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(定員29人以下の特別養護老人ホーム)
- ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

(1) 地域密着型通所介護

利用者が通所介護事業所(デイサービスセンター)に通い、食事や入浴など 事業概要 生活上の世話を受けるほか、機能訓練や社会交流による日常生活能力の維持を のです。							
 実績値と見込量	第八期(実績値)令和5年度は見込値			第九期(見込量)			
(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
(1/2/	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和 8 年度)	
回数(回/年)	28,416	28,971	29,203	29,665	28,850	28,648	
介護給付(回)	28,416	28,971	29,203	29,665	28,850	28,648	
人数(人/年)	1,952	2,054	2,052	2,100	2,052	2,040	
介護給付(人)	1,952	2,054	2,052	2,100	2,052	2,040	

(2) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

	事業概要	認知症対応型共同生活介護は、要介護認定者で認知症の方(認知症の原因となる疾患が急性の状態にある方を除く)について、その共同生活を営む住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。							
実	に積値と見込量	第八期(実績値)令和5年度は見込値			第九期(見込量)				
	(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
	(千皮)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)		
人	、数(人/年)	623	637	660	648	648	648		
	予防給付(人)	6	2	0	0	0	0		
	介護給付(人)	617	635	660	648	648	648		

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業概要		小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。						
実績値と見込量	第八期(実績値)令和5年度は見込値			第九期(見込量)				
(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
(十尺)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)		
人数(人/年)	0	0	0	36	120	252		

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(4) 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

事業概要			、規模な住居型(「泊まる」サー			てもらう「訪
│ │実績値と見込量	第八期(実績値)令和5年度は見込値			第九期(見込量)		
(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
(十尺)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)
人数(人/年)	25	61	108	60	180	348

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

<u> </u>										
事業概要 定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護やが受けられます。										
実績値と見込量	第八期((実績値) 令和5	5年度は見込値	第九期(見込量)						
(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度				
(十尺)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)				
人数(人/年)	0	0	0	156	348	348				

3. 施設サービスの実績と見込量

(1)介護老人福祉施設

·								
事業概要		介護老人福祉施設は、入所者に施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等のサービスを提供します。						
実績値と見込量	第八期(実績値)令和5年度は見込値			第九期(見込量)				
(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
(十尺)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)		
人数(人/年)	2,483	2,540	2,520	2,640	2,616	2,616		

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(2)介護老人保健施設

事業概要		介護老人保健施設は、入所者に施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練等のサービス提供をします					
実績値と見込量	第八期(実績値)令和5年度は見込値			第九期(見込量)			
(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
(十尺)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	
人数(人/年)	1,786	1,784	1,752	1,752	1,752	1,752	

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(3)介護療養型医療施設

事業概要	介護療養型医療施設は、入所者に施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な訓練等のサービスを提供します。※令和6年3月末をもって廃止される予定です。					
 実績値と見込量	第八期(実績値)令和5	毎度は見込値	第九期(見込量)		
(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
(十)及/	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)
人数(人/年)	438	322	60	0	0	0

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(4)介護医療院

事業概要	主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。					常生活上の世
 実績値と見込量	第八期((実績値) 令和5	年度は見込値	第九期(見込量)		
(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
(十尺)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和 6 年度)	(令和7年度)	(令和8年度)
人数(人/年)	20	30	144	396	396	396

4. 居宅介護支援・介護予防支援の実績と見込量

	事業概要	利用者の意向や自立支援をもとにした介護支援専門員(ケアマネジャー)等によるケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡調整など居宅サービス利用にかかわる総合調整を行うものです。本サービスは、要支援の方に対しては地域包括支援センター、要介護の方に対しては居宅介護支援事業所でサービスの提供をしています。					
集	震績値と見込量	第八期(第八期(実績値)令和5年度は見込値 第九期(見込量)			∄)	
	(年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
	(1)2/	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和 8 年度)
人数(人/年)		11,725	11,740	11,700	11,532	11,328	11,280
	予防給付(人)	1,686	1,701	1,560	1,548	1,524	1,524
	介護給付(人)	10,039	10,039	10,140	9,984	9,804	9,756

参考:地域包括ケア「見える化」システム

5. 施設サービスの利用定員の状況

第八期期間の施設整備の需要を把握し、第九期の介護給付費の算定の基礎資料とするため、介護保 険施設入所者数及び在宅待機者数の把握に努めています。施設の定員は以下のとおりで、常時、ほぼ 満室となっています。

施設の定員

区分	特別養護老人ホーム	養護老人木一ム 老人保健施設		グループホーム
定員数 (人)	215	160	33	54

※令和5年10月1日現在

6. 第九期計画期間の地域密着型サービス事業所整備予定数

西都市第九期計画期間における地域密着型サービス事業所整備予定数は、以下のとおりです。

	第九期計画期間				
サービス区分	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)		
	整備予定事業所数	整備予定事業所数	整備予定事業所数		
地域密着型介護老人福祉施設(箇所)	1 -		_		
小規模多機能型居宅介護または 看護小規模多機能型居宅介護 (箇所)	_	各圏域に1	_		

7. 第八期介護保険給付費の実績(見込額)

(1) 予防給付費の実績(見込額)

第八期介護予防サービスの実	単位:千円		
区 分	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
(1)居宅介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	5,394	5,787	5,899
介護予防訪問リハビリテーション	2,970	3,696	2,310
介護予防居宅療養管理指導	270	289	285
介護予防通所リハビリテーション	20,349	20,383	17,832
介護予防短期入所生活介護	500	376	532
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	5,702	5,879	5,645
特定介護予防福祉用具購入費	1,205	933	492
介護予防住宅改修	3,249	3,575	1,531
介護予防特定施設入居者生活介護	4,579	4,080	4,375
(2)地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	887	337	0
(3)介護予防支援	7,700	7,800	7,110
合 計	52,804	53,136	46,012

出典:地域包括ケア「見える化」システム

(2)介護給付費の実績(見込額)

第八期介護給付費の実績(見込額)

単位:千円

			里位:十円
□ A	2021 年度	2022 年度	2023 年度
区 分	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)
(1)居宅サービス			
訪問介護	275,602	286,826	356,742
訪問入浴介護	9,571	7,733	5,954
訪問看護	34,501	38,396	41,729
訪問リハビリテーション	8,122	7,107	6,542
居宅療養管理指導	7,130	7,961	9,234
通所介護	598,133	567,238	530,984
通所リハビリテーション	236,443	214,888	214,502
短期入所生活介護	39,234	30,202	32,822
短期入所療養介護(老健)	624	2,776	368
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
福祉用具貸与	67,193	69,399	72,825
特定福祉用具購入費	1,603	1,607	3,583
住宅改修費	3,369	3,891	3,466
特定施設入居者生活介護	155,802	161,004	155,806
(2)地域密着型サービス			
定期巡回·随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	248,099	255,398	254,232
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	151,071	157,473	165,349
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	5,072	13,878	24,108
(3)施設サービス			
介護老人福祉施設	652,542	678,099	682,701
介護老人保健施設	472,041	478,150	482,469
介護医療院	5,924	10,242	50,876
介護療養型医療施設	143,697	106,734	20,073
(4)居宅介護支援	153,789	157,282	160,254
合 計	3,269,562	3,256,283	3,274,618

出典:地域包括ケア「見える化」システム

第4章 将来人口推計と介護保険事業費の見込み

1. 将来人口推計

(1)年齢階層別人口の推計

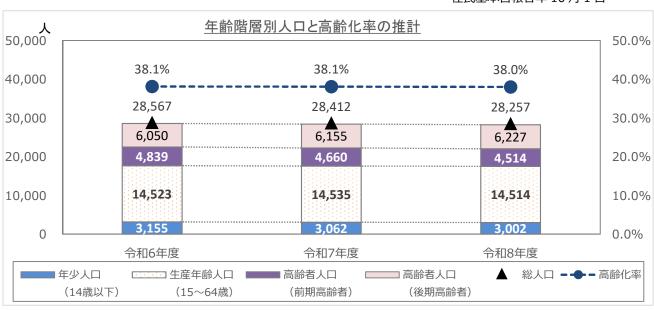
総人口は、減少傾向にあり令和6年度から令和8年度を比較すると、総人口は310人減少の見込です。年少人口の構成比は11.0%から10.6%に減少し、生産年齢人口も50.8%から51.4%に減少し、65歳以上の高齢者人口は148人減少していますが、高齢化率は38.1%から38.0%とほぼ横ばいの見込みです。

年齢階層別人口の推計

単位:人·%

	区 分	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)
総人口 ①		28,567	28,412	28,257
年少	〉人口(14 歳以下)②	3,155	3,062	3,002
構成	社 2/1	11.0%	10.8%	10.6%
生産	年齢人口(15~64 歳)③	14,523	14,535	14,514
構成	比 3/1	50.8%	51.2%	51.4%
高齢	高齢者人口(65 歳以上)④		10,815	10,741
構成	社 4/1	38.1%	38.1%	38.0%
	前期高齢者(65~74歳)⑤	4,839	4,660	4,514
	高齢者人口に対する構成比 ⑤/④	44.4%	43.1%	42.0%
	後期高齢者(75 歳以上)⑥	6,050	6,155	6,227
	高齢者人口に対する構成比 ⑥/④	55.6%	56.9%	58.0%

住民基本台帳各年10月1日



(2)被保険者数の推計

総人口の減少に伴い、被保険者数は令和6年度19,167人から令和8年度は18,797人と370人減少の見込です。第1号被保険者は170人減少しますが、第2号被保険者は200人減少し、高齢化の進行がうかがえます。今後も第1号被保険者より、第2号被保険者の減少幅が大きくなると思われます。

被保険者数の推計

単位:人

区分	区 分 2024 年度 202 (令和 6 年度) (令和		2026 年度 (令和 8 年度)
総数	19,167	19,002	18,797
第1号被保険者数	10,824	10,730	10,654
第2号被保険者数	8,343	8,272	8,143

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(3) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者は増加の見込です。第1号被保険者の認定者のうち、特に要介護2、要介護3、要介護4の人数が多く見込まれます。

要支援・要介護認定者の推計

単位:人

	区分	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)
総数	女	1,858	1,844	1,828
	要支援 1	67	66	67
	要支援 2	244	239	237
	要介護 1	326	325	322
	要介護 2	360	361	358
	要介護 3	335	330	328
	要介護 4	318	319	318
	要介護 5	208	204	198
3	5第1号被保険者数	1,830	1,816	1,800
	要支援 1	66	65	66
	要支援 2	238	233	231
	要介護 1	325	324	321
	要介護 2	353	354	351
	要介護 3	331	326	324
	要介護 4	316	317	316
	要介護 5	201	197	191

2. 介護保険料事業給付費の見込み

(1) 第九期予防給付費の見込額

第九期予防給付費の見込額

第九期予防給付費の見込額			単位:千円
区 分	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)
(1)介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	6,169	6,177	6,177
介護予防訪問リハビリテーション	2,884	2,887	2,507
介護予防居宅療養管理指導	289	289	289
介護予防通所リハビリテーション	16,056	16,076	16,076
介護予防短期入所生活介護	289	289	289
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	5,718	5,902	6,012
特定介護予防福祉用具購入費	492	492	492
介護予防住宅改修	2,551	2,551	2,551
介護予防特定施設入居者生活介護	5,660	5,667	5,667
(2)地域密着型介護予防サービス	,		
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	3,249	6,498
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3)介護予防支援	7,146	7,044	7,044
合 計	47,263	50,632	53,611

(2) 第九期介護給付費の見込額

第九期介護給付費の見込額				
区 分	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
(1) 居宅介護サービス	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	
	240.250	240 001	240 901	
訪問介護	349,359	349,801	349,801	
訪問入浴介護	6,754	4,964	4,964	
訪問看護	43,282	41,878	42,275	
訪問リハビリテーション	5,929	5,339	5,000	
居宅療養管理指導	8,990	8,523	8,298	
通所介護	538,443	539,125	539,125	
通所リハビリテーション	210,766	211,033	211,033	
短期入所生活介護	32,880	32,749	32,749	
短期入所療養介護(老健)	0	0	0	
短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	
短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	
福祉用具貸与	74,582	75,152	75,543	
特定福祉用具購入費	3,098	3,098	3,098	
住宅改修費	4,020	4,020	4,020	
特定施設入居者生活介護	162,880	163,086	161,079	
(2)地域密着型介護サービス				
定期巡回·随時対応型訪問介護看護	0	0	0	
夜間対応型通所介護	0	0	0	
地域密着型通所介護	260,807	252,556	250,594	
認知症対応型通所介護	0	0	0	
小規模多機能型居宅介護	7,065	26,601	57,796	
認知症対応型共同生活介護	160,212	160,415	160,415	
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	
地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	44,556	100,458	100,458	
看護小規模多機能型居宅介護	14,925	44,832	85,496	
(3) 施設サービス	_1			
介護老人福祉施設	724,953	719,088	719,088	
介護老人保健施設	488,647	489,265	489,265	
介護医療院	148,603	148,791	148,791	
介護療養型医療施設	0	0	0	
(4)居宅介護支援	159,325	156,130	155,186	
	3,450,076	3,536,904	3,604,074	

3. 第九期地域支援事業費の見込額

(1)介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業

単位:千円

区分2024 年度 (令和 4 年度)2025 年度 (令和 8 年度)2026 年度 (令和 8 年度)訪問介護相当サービス15,00015,50016,000(利用者数: 人)(58)(60)(62)訪問型サービス (A)000訪問型サービス (B)000訪問型サービス (C)000訪問型サービス (その他)000通所介護相当サービス62,00062,50063,000(利用者数: 人)(175)(175)(175)通所サービス (A)000通所サービス (B)000通所サービス (C)1,1101,1101,110通所サービス (C)1,1101,1101,110運所サービス (その他)000定期的な安否確認. 緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り000で他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等000介護予防・アマネジメント8,0008,1008,200介護予防・日常生著・シント8,0008,1008,200介護予防・音及容発事業6,2546,2546,254地域リバビリテーション活動支援事業180180180上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業894894694介護予防・日常生活支援総合事業合計97,24098,34099,440	介護予防・日常生活支		単位:千円	
(利用者数:人) (58) (60) (62) 訪問型サービス (A) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	区分			
訪問型サービス (A) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	訪問介護相当サービス	15,000	15,500	16,000
訪問型サービス (B) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(利用者数:人)	(58)	(60)	(62)
訪問型サービス (C) 0 0 0 0 0 0 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	訪問型サービス(A)	0	0	0
訪問型サービス (D) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	訪問型サービス(B)	0	0	0
訪問型サービス(その他) 0 0 62,500 63,000 (利用者数:人) (175)	訪問型サービス(C)	0	0	0
通所介護相当サービス 62,000 62,500 63,000 (利用者数:人) (175) (175) (175) (175) (175) 通所サービス(A) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	訪問型サービス(D)	0	0	0
(利用者数:人) (175) (175) (175) 通所サービス(A) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	訪問型サービス(その他)	0	0	0
通所サービス (A) 0 0 0 0 0 通所サービス (B) 0 0 0 0 0 通所サービス (B) 0 0 0 0 0 通所サービス (C) 1,110 1,110 1,110 1,110 1,110 並所サービス (その他) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	通所介護相当サービス	62,000	62,500	63,000
通所サービス (B) 0 0 0 0 0 通所サービス (C) 1,110 1,110 1,110 1,110 1,110 1,110 1,110 1,110	(利用者数:人)	(175)	(175)	(175)
通所サービス (C) 1,110 1,110 1,110 1,110 通所サービス (その他) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	通所サービス(A)	0	0	0
通所サービス(その他) 0 0 0 0 0 分	通所サービス (B)	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食 0 0 0 0 0 定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	通所サービス(C)	1,110	1,110	1,110
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り 0 0 0 その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等 0 0 0 介護予防ケアマネジメント 8,000 8,100 8,200 介護予防把握事業 0 0 0 介護予防普及啓発事業 6,254 6,254 6,254 地域介護予防活動支援事業 3,802 3,802 3,802 一般介護予防事業評価事業 0 0 0 地域リハビリテーション活動支援事業 180 180 180 上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業 894 894 894	通所サービス(その他)	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等 0 0 0 0 介護予防ケアマネジメント 8,000 8,100 8,200 介護予防把握事業 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0
介護予防ケアマネジメント8,0008,1008,200介護予防把握事業000介護予防普及啓発事業6,2546,2546,254地域介護予防活動支援事業3,8023,8023,802一般介護予防事業評価事業000地域リハビリテーション活動支援事業180180180上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業894894894	定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0
介護予防把握事業00介護予防普及啓発事業6,2546,2546,254地域介護予防活動支援事業3,8023,8023,802一般介護予防事業評価事業000地域リハビリテーション活動支援事業180180180上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業894894894	その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0
介護予防普及啓発事業6,2546,2546,254地域介護予防活動支援事業3,8023,802一般介護予防事業評価事業000地域リハビリテーション活動支援事業180180180上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業894894894	介護予防ケアマネジメント	8,000	8,100	8,200
地域介護予防活動支援事業3,8023,8023,802一般介護予防事業評価事業000地域リハビリテーション活動支援事業180180180上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業894894894	介護予防把握事業	0	0	0
一般介護予防事業評価事業000地域リハビリテーション活動支援事業180180上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業894894	介護予防普及啓発事業	6,254	6,254	6,254
地域リハビリテーション活動支援事業 180 180 上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業 894 894	地域介護予防活動支援事業	3,802	3,802	3,802
上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業 894 894 894	一般介護予防事業評価事業	0	0	0
	地域リハビリテーション活動支援事業	180	180	180
介護予防·日常生活支援総合事業合計 97,240 98,340 99,440	上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業	894	894	894
	介護予防・日常生活支援総合事業合計	97,240	98,340	99,440

(2)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業

包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業 単位:千円

区分	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	50,000	50,000	50,000
任意事業	21,310	21,310	21,310
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び任意事業合計	71,310	71,310	71,310

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(3)包括的支援事業(社会保障充実分)

包括的支援事業(社会保障充実分) 単位: -					
区 分	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)		
在宅医療・介護連携推進事業	2,670	2,370	2,370		
生活支援体制整備事業	11,250	11,250	11,250		
認知症初期集中支援推進事業	1,000	1,000	1,000		
認知症地域支援・ケア向上事業	6,800	6,800	6,800		
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0		
地域ケア会議推進事業	1,950	1,950	1,950		
包括的支援事業(社会保障充実分)	23,670	23,370	23,370		

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(4) 地域支援事業費の合計

地域支援	単位:千円		
区 分	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	97,240	98,340	99,440
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	71,310	71,310	71,310
包括的支援事業(社会保障充実分)	23,670	23,370	23,370
地域支援事業費の合計	192,220	193,020	194,120

4. 第九期総給付費の見込額

(1) 第九期総給付費の見込額

第九期総給付費は、令和 6 年度 35 億 164 万 2 千円から令和 8 年度は 36 憶 5,770 万 9 千円と 1 億 5,606 万 7 千円の増加の見込みです。

総給付費の見込額

単位:千円

	区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予	(1) 居宅介護予防サービス	40,108	40,330	40,060
防給付	(2) 地域密着型介護予防サービス	0	3,249	6,498
1寸	(3)介護予防支援	7,155	7,053	7,053
_	(1) 居宅介護サービス	1,440,983	1,438,768	1,436,985
介護給付	(2) 地域密着型サービス	487,565	584,862	654,759
台付	(3) 施設サービス	1,362,203	1,357,144	1,357,144
	(4)居宅介護支援	159,325	156,130	155,186
	合 計	3,497,339	3,587,536	3,657,685

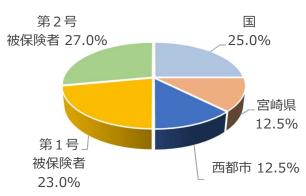
資料:地域包括ケア「見える化」システム

5. 第1号被保険者の保険料の設定

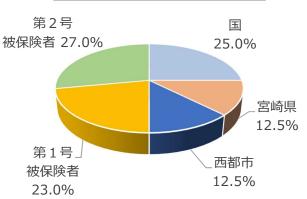
(1)介護保険の財源構成

介護保険事業の財源構成は以下のとおりです。

居宅介護サービス給付費

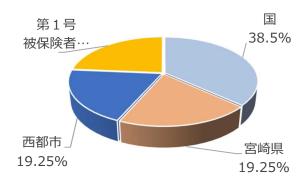


介護予防・日常生活支援総合事業費



施設サービス費 国 第2号… 20.0% 宮崎県 17.5%

包括的支援事業費・任意事業費



単位:円:%

(2) 第九期保険料収納必要額

第九期保険料収納必要額

			第9	9期	
		合計	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
標準	É給付費見込額(A)	11,443,144,977	3,728,972,013	3,821,202,358	3,892,970,606
	総給付費(財政影響額調整後)	10,742,560,000	3,497,339,000	3,587,536,000	3,657,685,000
	総給付費	10,742,560,000	3,497,339,000	3,587,536,000	3,657,685,000
	利用者負担の見直し等に伴う財政影響額	0	0	0	0
	特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	403,403,834	133,375,240	134,548,112	135,480,482
	特定入所者介護サービス費等給付額	397,451,858	131,518,635	132,507,497	133,425,726
	制度改正に伴う財政影響額	5,951,976	1,856,605	2,040,615	2,054,756
	高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	254,458,851	84,120,773	84,874,963	85,463,115
	高額介護サービス費等給付額	250,199,137	82,792,037	83,414,534	83,992,566
	高額介護サービス費等の利用者負担の見 直し等に伴う財政影響額	4,259,714	1,328,736	1,460,429	1,470,549
	高額医療合算介護サービス費等給付額	34,249,422	11,333,290	11,418,503	11,497,629
	算定対象審査支払手数料	8,472,870	2,803,710	2,824,780	2,844,380
	審査支払手数料一件あたり単価		70	70	70
	審查支払手数料支払件数	121,041	40,053	40,354	40,634
	審查支払手数料差引額(K)	0	0	0	0
地均	或支援事業費(B)	579,360,000	192,220,000	193,020,000	194,120,000
	介護予防·日常生活支援総合事業費	295,020,000	97,240,000	98,340,000	99,440,000
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	213,930,000	71,310,000	71,310,000	71,310,000
	包括的支援事業(社会保障充実分)	70,410,000	23,670,000	23,370,000	23,370,000
第 1		2,765,176,145	901,874,163	923,271,142	940,030,839
調整		586,908,249	191,310,601	195,977,118	199,620,530
調整	整交付金見込額(I)	913,550,000	309,541,000	302,981,000	301,028,000
	調整率		1.000000000	1.000000000	1.000000000
	特別調整交付金の交付見込額	0	0	0	0
調整	· 整交付金見込交付割合(H)		8.09%	7.73%	7.54%
	後期高齢者加入割合補正係数(F)		0.9383	0.9555	0.9642
	所得段階別加入割合補正係数(G)		0.9225	0.9225	0.9225
市田		0	0	0	0
市田	T村相互財政安定化事業負担額	0			
保険	後者機能強化推進交付金等の交付見込額	26,415,000			
保険	k料収納必要額(L)	2,222,119,394			
予定	三保険料収納率	98.00%			

(3)介護保険料の算出方法

標準給付費等見込額	11,443,144,977
+	
地域支援事業費見込額	579,360,000
=	
介護保険事業費見込額	12,022,504,977
×	
第1号被保険者負担割合	23.0%
=	
第1号被保険者負担分相当額	2,765,176,145
	2// 03/1/ 0/1/0
調整交付金見込額のうち充当見込額	326,641,751
阿正文刊並んと説のプラルと説	320,041,731
 調整交付金見込額 913,550,000 円	
────────────────────────────────────	
+	
財政安定化基金拠出金見込額	0
_	
財政安定化基金取崩による交付額	0
+	
市町村特別給付費等	0
——————————————————————————————————————	
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	26,415,000
- 内外日間にはいかできる。	20,113,000
	190,000,000
一	130,000,000
一	2,222,119,394
保険料収納必要額	2,222,119,394
マウクルの	00.00/
予定保険料収納率	98.0%
÷	Т
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数	29,705
÷	
第9期計画における第1号保険者の保険料算定額	
年額保険料(基準額)	75,600
月額保険料(基準額)	6,300
(参考) 第8期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額)	6,300

(4) 第九期介護保険料の見込

基準所得金

額

1,200,000

2,100,000

3,200,000

4,200,000

所得段階

第1段階

第2段階

第3段階

第4段階

第5段階

第6段階

第7段階

第8段階

第9段階

第10段階

2024 年度

(令和6年度)

21.4%

14.3%

9.4%

7.5%

12.0%

16.9%

11.2%

3.9%

1.2%

0.7%

2,316

1,550

1,018

1,299

1,827

1,213

425

128

74

813

第九期所得段階別人数と割合

2025 年度

(令和7年度)

21.4%

14.3%

9.4%

7.5%

12.0%

16.9%

11.2%

3.9%

1.2%

0.7%

1,194

418

126

72

11.2%

3.9%

1.2%

0.7%

参考:地域包括ケア「見える化」システム

2,296

1,537

1,010

1,287

1,812

1,202

421

126

73

806

単位:円·人·% 基準額に 2026 年度 (令和8年度) 対する割合 2,279 21.4% 0.285 1,526 14.3% 0.485 0.685 1,002 9.4% 801 7.5% 0.90 1,278 12.0% 1.00 1,800 16.9% 1.20

第 11 段階	5,200,000	47	0.4%	47	0.4%	46	0.4%	2.10
第 12 段階	6,200,000	25	0.2%	24	0.2%	24	0.2%	2.30
第 13 段階	7,200,000	89	0.8%	89	0.8%	88	0.8%	2.40

第九期所得段階別保険料

単位	$\overrightarrow{\nabla}$	•	円
_	<u></u>	•	

1.30

1.50

1.70

1.90

所得段階	対象者	保険料額 (年額)	保険料額(月額)
第1段階	●生活保護受給者●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人等	21,546 円	1,796 円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税 年金収入額の合計が80万円以上120万円未満の人等	36,666 円	3,056 円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税 年金収入額の合計が120万円以上の人等	51,786 円	4,316円
第4段階	●世帯内に住民税課税者がいる人で、本人が住民税非課税かつ、 前年 の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円未満の人等	68,040 円	5,670円
第5段階	●世帯内に住民税課税者がいる人で、本人が住民税非課税かつ、 前年 の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以上の人等	75,600 円	6,300円

第2部 各論 第4章 将来人口推計と介護保険事業費の見込み

所得段階	対象者	保険料額(年額)	保険料額 (月額)
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 120 万円未満の人等	90,720円	7,560 円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 120 万円以上 210 万円 未満の人等	98,280 円	8,190円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額210万円以上320万円 未満の人等	113,400円	9,450 円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額320万円以上420万円 未満の人等	128,520 円	10,710円
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額420万円以上520万円 未満の人等	143,640 円	11,970円
第11段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 520 万円以上 620 万円 未満の人等	158,760 円	13,230 円
第12段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額620万円以上720万円 未満の人等	173,880 円	14,490 円
第13段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 720 万円以上の人	181,440 円	15,120円

5. 2025年・2040年のサービス量・保険料推計

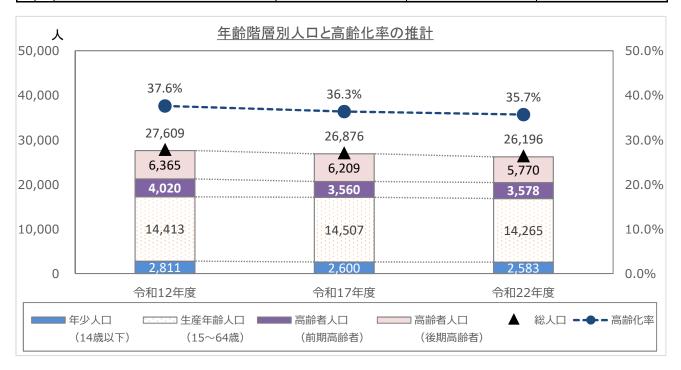
(1)年齢階層別総人口の推計

総人口は、減少傾向にあり令和 12 年度から令和 22 年度を比較すると、総人口は 4,398 人減少の 見込です。年少人口の構成比は 10.3%から 9.3%に減少し、生産年齢人口も 49.4%から 48.8%に 減少し、65 歳以上の高齢者人口は 1,407 人減少していますが、高齢化率は 40.2%から 41.9%と 1.7 ポイント増加しています。

年齢階層別総人口の推計

単位:人·%

区 分	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
総人口 ①	27,609	26,876	26,196
年少人口(14 歳以下)②	2,811	2,600	2,583
構成比 ②/①	10.2%	9.7%	9.9%
生産年齢人口(15~64歳)③	14,413	14,507	14,265
構成比 ③/①	52.2%	54.0%	54.5%
高齢者人口(65 歳以上)④	10,385	9,769	9,348
構成比 ④/①	37.6%	36.3%	35.7%
前期高齢者(65~74 歳)⑤	4,020	3,560	3,578
高齢者人口に対する構成比 ⑤/④	38.7%	36.4%	38.3%
後期高齢者(75 歳以上)⑥	6,365	6,209	5,770
高齢者人口に対する構成比 ⑥/④	61.3%	63.6%	61.7%



(2)被保険者数の推計

総人口の減少に伴い、被保険者数は令和 12 年度 18,043 人から令和 22 年度は 15,959 人と 2,084 人減少の見込です。第 1 号被保険者は 1,265 人減少しますが、第 2 号被保険者は 819 人減少し、団塊ジュニアが 65 歳になる令和 22 年度に向け減少数が多くなっています。

被保険者数の推計

単位:人

区分		令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
	総数	18,043	17,002	15,959
	第1号被保険者数	10,220	9,510	8,955
	第2号被保険者数	7,823	7,492	7,004

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(3) 要支援・要介護認定者の推計

要支援及び要介護認定者は増加の見込です。第1号被保険者の認定者のうち、特に要介護2、要介護3、要介護4の増加が見込まれます。

要介護認定者の推計

単位:人

区 分		令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
総数		1,823	1,967	1,830
	要支援 1	65	83	62
	要支援 2	238	277	234
	要介護 1	329	339	320
	要介護 2	356	382	368
	要介護 3	329	353	331
	要介護 4	308	325	318
	要介護 5	198	208	197
	うち第1号被保険者数	1,796	1,946	1,805
	要支援 1	64	82	61
	要支援 2	233	274	229
	要介護 1	328	338	319
	要介護 2	349	377	361
	要介護 3	325	350	328
	要介護 4	306	323	316
	要介護 5	191	202	191

(4)介護給付費の見込額

介護給付費の見込額 単位:			単位:千円
サービス種別・項目	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	326,296	343,965	333,076
訪問入浴介護	4,964	4,964	4,964
訪問看護	41,404	43,814	42,285
訪問リハビリテーション	5,000	5,568	5,339
居宅療養管理指導	8,178	8,606	8,164
通所介護	466,304	493,507	472,610
通所リハビリテーション	203,568	216,341	207,718
短期入所生活介護	31,397	33,027	31,009
短期入所療養介護(老健)	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
福祉用具貸与	76,646	80,746	82,623
特定福祉用具購入費	3,098	3,098	3,098
住宅改修費	4,020	4,020	4,020
特定施設入居者生活介護	161,079	170,593	163,323
(2)地域密着型サービス			
定期巡回·随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	250,325	266,126	251,799
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	57,796	57,796	57,796
認知症対応型共同生活介護	160,415	160,415	160,415
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	100,458	100,458	100,458
看護小規模多機能型居宅介護	85,496	85,496	85,496
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	719,088	719,088	719,088
介護老人保健施設	471,753	501,570	478,262
介護医療院	148,791	148,791	148,791
」(4)居宅介護支援	154,325	163,642	155,741
合 計	3,480,401	3,611,631	3,516,075

(5) 予防給付費の見込額

予防給付費の推計

単位:千円

			+12:111
サービス種別・項目	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
(1)介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	6,531	7,545	6,177
介護予防訪問リハビリテーション	2,887	3,571	2,507
介護予防居宅療養管理指導	289	386	289
介護予防通所リハビリテーション	15,568	18,139	15,060
介護予防短期入所生活介護	289	386	289
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	6,074	6,318	6,257
特定介護予防福祉用具購入費	492	492	492
介護予防住宅改修	2,551	2,551	2,551
介護予防特定施設入居者生活介護	5,667	6,891	5,667
(2)地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,498	6,498	6,498
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3)介護予防支援	7,052	8,274	6,886
合 計	53,898	61,051	52,673

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(6)総給付額の推計

総給付額の推計

単位:千円

区 分	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
合 計	3,534,299	3,672,682	3,568,748
在宅サービス	1,767,048	1,864,876	1,792,744
居住系サービス	327,161	337,899	329,405
施設サービス	1,440,090	1,469,907	1,446,599

(7) 日常生活・介護予防総合事業費の推計

日常生活・介護予防総合事業の推計

単位:千円

サービス種別・項目	日常生活・介護予防総合事業の推計			
(利用者数: 人) (53) (49) (45) 訪問型サービス A 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	サービス種別・項目	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
訪問型サービス A	訪問介護相当サービス	13,786	12,699	11,565
(利用者数:人) (0) (0) (0) (0) (0) 訪問型サービス B 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(利用者数:人)	(53)	(49)	(45)
訪問型サービス B 0 0 0 0 0 0 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	訪問型サービス A	0	0	0
訪問型サービス D 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(利用者数:人)	(0)	(0)	(0)
訪問型サービス D 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	訪問型サービス B	0	0	0
訪問型サービス(その他) 0 0 0 0 0 通所介護相当サービス 56,065 51,641 47,033 (利用者数:人) (156) (144) (131) 通所型サービス 0 0 0 0 0 (利用者数:人) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0	訪問型サービス C	0	0	0
通所介護相当サービス 56,065 51,641 47,033 (利用者数:人) (156) (144) (131) 通所型サービスA 0 0 0 0 0 (利用者数:人) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) 通所型サービスB 0 0 0 0 0 通所型サービスC 956 948 890 通所型サービスC 956 948 890 通所型サービス(その他) 0 0 0 0 0 定類的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	訪問型サービス D	0	0	0
(利用者数:人) (156) (144) (131) 通所型サービス A 0 0 0 0 0 (利用者数:人) (0) (0) (0) (0) (0) (0) 通所型サービス B 0 0 0 0 0 通所型サービス C 956 948 890 通所型サービス C 956 948 890 通所型サービス(その他) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	訪問型サービス(その他)	0	0	0
通所型サービス A 0 0 0 0 0 (利用者数:人) (0) (0) (0) (0) (0) (0) 通所型サービス B 0 0 0 0 0 通所型サービス C 956 948 890 通所型サービス(その他) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	通所介護相当サービス	56,065	51,641	47,033
(利用者数:人) (0) (0) (0) (0) 通所型サービス B 0 0 0 0 0 通所型サービス C 956 948 890 通所型サービス C 956 948 890 通所型サービス(その他) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(利用者数:人)	(156)	(144)	(131)
通所型サービス B 0 0 0 0 0 0 通所型サービス C 956 948 890 通所型サービス C 956 948 890 通所型サービス(その他) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	通所型サービス A	0	0	0
通所型サービス C 956 948 890 通所型サービス (その他) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(利用者数:人)	(0)	(0)	(0)
通所型サービス(その他) 0 0 0 0 0 分	通所型サービス B	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食 0 0 0 0 0 定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	通所型サービス C	956	948	890
定期的な安否確認、緊急時の対応、 住民ボランティア等の見守り 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	通所型サービス(その他)	0	0	0
せ良 で	栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0
一体的提供等00介護予防ケアマネジメント8,7758,7018,163介護予防把握事業000介護予防普及啓発事業5,7175,6685,318地域介護予防活動支援事業3,4753,4463,233一般介護予防事業評価事業000地域リハビリテーション活動支援事業165163153上記以外の介護予防・日常生活総合事業817810760		0	0	0
介護予防把握事業000介護予防普及啓発事業5,7175,6685,318地域介護予防活動支援事業3,4753,4463,233一般介護予防事業評価事業000地域リハビリテーション活動支援事業165163153上記以外の介護予防・日常生活総合事業817810760		0	0	0
介護予防普及啓発事業5,7175,6685,318地域介護予防活動支援事業3,4753,4463,233一般介護予防事業評価事業000地域リハビリテーション活動支援事業165163153上記以外の介護予防・日常生活総合事業817810760	介護予防ケアマネジメント	8,775	8,701	8,163
地域介護予防活動支援事業3,4753,4463,233一般介護予防事業評価事業000地域リハビリテーション活動支援事業165163153上記以外の介護予防・日常生活総合事業817810760	介護予防把握事業	0	0	0
一般介護予防事業評価事業 0 0 0 地域リハビリテーション活動支援事業 165 163 153 上記以外の介護予防・日常生活総合事業 817 810 760	介護予防普及啓発事業	5,717	5,668	5,318
地域リハビリテーション活動支援事業 165 163 153 上記以外の介護予防・日常生活総合事業 817 810 760	地域介護予防活動支援事業	3,475	3,446	3,233
上記以外の介護予防・日常生活総合事業 817 810 760	一般介護予防事業評価事業	0	0	0
	地域リハビリテーション活動支援事業	165	163	153
介護予防·日常生活総合事業合計 89,756 84,076 77,115	上記以外の介護予防・日常生活総合事業	817	810	760
	介護予防・日常生活総合事業合計	89,756	84,076	77,115

(8)包括的支援事業費(地域包括支援センターの運営)・任意事業費の推計

包括的支援事業費(地域包括支援センターの運営)・任意事業の推計

単位:円

区 分	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	48,000	47,000	46,000
任意事業	20,458	20,031	19,605
包括的支援事業費(地域包括支援センターの運営)・任意事業合計	68,458	67,031	65,605

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(9)包括的支援事業費(社会保障充実分)の推計

包括的支援事業費(社会保障充実分)の推計

単位:円

区 分	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
在宅医療·介護連携推進事業	2,370	2,370	2,370
生活支援体制整備事業	10,995	10,995	10,995
認知症初期集中支援推進事業	1,000	1,000	1,000
認知症地域支援・ケア向上事業	5,922	5,922	5,922
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0
地域ケア会議推進事業	1,950	1,950	1,950
包括的支援事業費(社会保障充実分)合計	22,237	22,237	22,237

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(10) 地域支援事業費の合計

地域支援事業費の合計

単位:円

区 分	令和12年度	令和 17 年度	令和 22 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	89,756	84,076	77,115
包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営)及び任意事業費	68,458	67,031	65,605
包括的支援事業(社会保障充実分)	22,237	22,237	22,237
地域支援事業費	180,451	173,344	164,957

(11) 介護保険料基準額の指標

介護保険料基準額の指標

単位:円・%

区 分	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
保険料基準額(月額)	7,928	8,768	8,826
準備基金取崩額の影響額	0	0	0
準備基金の残高 (前年度末の見込額)	0	0	0
準備基金取崩額	0	0	0
準備基金取崩割合	0.0%	0.0%	0.0%
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0
財政安定化基金拠出率	0%	0%	0%
財政安定化基金償還金の影響額	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0
保険料基準額の伸び率(対8期保険料)	25.1%	38.4%	39.3%

参考:地域包括ケア「見える化」システム

(12) 介護保険基準額(月額)の内訳

介護保険基準額(月額)の内訳

単位:円

区 分	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年度
総給付費	7,018	7,737	7,694
在宅サービス	3,509	3,928	3,865
居住系サービス	650	712	710
施設サービス	2,860	3,096	3,119
その他給付費	515	605	679
地域支援事業費	395	426	453
財政安定化基金(拠出金見込額+償還金)	0	0	0
市町村特別給付費等	0	0	0
保険料収納必要額(月額)	7,928	8,768	8,826
準備基金取崩額	0	0	0
基準保険料額(月額)	7,928	8,768	8,826

第5章 介護保険制度の円滑な運営

1. 適切な制度運営のための体制整備とサービスの質の向上

(1)介護人材の確保

質の高い介護サービスを提供するためには、担い手となる人材の確保が必要不可欠となります。国、 県では市町村に対する様々な支援を行い、地域包括ケアシステムを深化・推進していくに当たっては、 それを支える人材の確保、資質の向上のための取り組みを推進しています。

安定的に人材を確保するために、介護サービスの仕事が魅力ある職業として認識されるよう介護人材確保の指針を踏まえ、県との連携を図りながら市の実情に応じて取り組みます。

(2) 密接な連携による地域福祉コミュニティの構築

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯をはじめ、認知症高齢者や閉じこもり、虐待など様々な課題を抱える地域の高齢者の暮らしを支援し、そのような方々が地域の中で孤立死のような状態にならないように、住民主体による地域課題の解決に向けて我が事、丸ごとの意識を高め、日常的な助け合い・支え合いによる「地域共生社会」の実現に向けて地域福祉コミュニティの構築に努めます。

そのためにも、団塊の世代や若者などが地域の様々な課題を受け止め、共に解決に向けて取り組めるよう働きかけるとともに、公民館やボランティア活動の促進を図ります。

(3) 地域包括支援センター事業の円滑な運営と総合事業等の効果的な実施

総合相談支援、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護事業等、地域包括支援センターが従来から担っていた事業に加え、在宅医療・介護連携の推進等の事業が円滑に実施できるように、専門職による適切な人員配置を図ります。

また、総合事業の推進にあたっては、介護予防・生活支援サービス事業のケアマネジメントによる 円滑な実施が行えるよう体制の充実を図ります。

(4) サービス事業者への情報提供や指導監督等の充実

要介護度に応じた適切なケアプランの作成とサービス提供が行われるように、事業所に対する働きかけや改善効果の高いケアプラン・サービス内容等について、地域包括支援センターを通じて情報提供を行うとともに、サービスの質の向上を促進します。

また、今後も地域密着型サービスの指定や必要な指導監督事務を適切に実施します。

2. 持続可能な制度運営のための支援体制の充実

(1) 公平・中立な要介護認定の推進

認定審査会の審査会委員は、保健・医療・福祉の学識経験者より構成されています。認定審査会委員や認定調査員の資質向上や公平性が保たれるよう、判断基準の平準化を今後も図っていきます。

(2) ケアマネジメントの適正化支援

サービスの質を確保するためには、利用者にとって最も適切なサービスを効果的に提供していくことが重要であり、個々の利用者に応じた適切な介護サービス計画(ケアプラン)の作成と、利用者にとって満足できるサービス提供が必要です。保険者として、公正・適正なケアプラン作成のための指導及び介護支援専門員の育成支援に努めます。また、地域包括支援センターにおいて、主任介護支援専門員による包括的・継続的マネジメント事業として地域の介護支援専門員に対する個別の指導や相談を行い、その活動を支援します。

(3)制度の普及啓発等

介護保険制度そのものについての広報活動と並行して、高齢者への情報が確実に伝わる手段を検討するとともに、実際に介護保険を利用しようとする人が求める情報を提供できるように努めていきます。

(4) 介護サービス利用者への的確な相談・情報提供の推進

高齢者の総合相談窓口として、今後も地域包括支援センターを中心に市民の方々の相談等の対応に努めます。また、認定やサービスに関するご意見等は、県や国民健康保険団体連合会が受け付ける仕組みとなっていますが、市としても被保険者に身近な存在である保険者として対応に努めます。さらに、介護相談員派遣事業を通じて、介護相談員が介護サービス提供の場を訪問し、利用者及びその家族の話を聞き、相談に応じることで相談体制の確立や介護サービス提供事業所・施設におけるサービスの質的な向上を図ります。

(5)費用負担の公平化

高齢化の進展等に伴う介護ニーズの増大により介護保険料の上昇が続く中、低所得者の保険料軽減の割合を拡大するとともに、費用負担の公平化に向け制度改正により所得や資産のある高齢者の利用者負担の見直しを行います。本市では過大な保険料負担を被保険者に与えないように、よりきめ細やかな保険料の段階設定を行い、所得段階に応じた保険料の軽減及び低所得者への減免等を継続します。

また、生計困難な方が必要な介護保険サービスを受けられるように、利用料を軽減するなど必要な対応とその制度周知に努めます。

(6) 事業推進に向けた関係各課等との連携強化

高齢者を取り巻く環境は多岐にわたっており、第九期計画においては、今回の改正点も含め、地域 包括ケアシステムの深化・推進の観点から、住み慣れた地域で自立した生活を安心して継続していけ るように、保健・医療・福祉・介護等の相互連携をさらに具現化していくことが求められます。

今後も、県をはじめ関係各課とのより密接な連携を図りながら、実施事業による相乗効果がより高められるように、高齢者保健福祉施策の総合的推進に努めます。

資料編

1. 策定の経緯

年 期日・期間 内容 令和4年~令和5年2月 令和6年2月 アンケート調査の実施・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査 7月31日 第1回策定委員会 概要説明 アンケート調査の結果分析サービス見込み量推計第2回策定委員会計画素案提示第3回策定委員会計画素案審議サービス見込み量推計保険料の仮設定第4回策定委員会計画素案審議(最終)パブリックコメントの実施不ブリックコメントの実施へごリックコメントの実施へご計画素の公開・意見募集)第5回策定委員会パブリックコメントおま果報告議会上程用計画案の決定 令和6年 2月20日 パブリックコメント結果報告議会上程用計画案の決定 3月 3月定例議会に介護保険条例の上程計画の印刷製本	水ルの荘神		1		
令和4年~ 令和5年2月 ・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査 7月31日 第1回策定委員会 概要説明 アンケート調査の結果分析サービス見込み量推計第2回策定委員会計画素案提示第3回策定委員会計画素案審議サービス見込み量推計保険料の仮設定第4回策定委員会計画素案審議(最終)パブリックコメントの実施のパブリックコメントの実施へ2月8日パブリックコメントの実施へ2月8日パブリックコメントの実施の第5回策定委員会の公開・意見募集)第5回策定委員会の決定3月20日パブリックコメント結果報告議会上程用計画案の決定3月20日に対しています。 令和6年 2月20日パブリックコメント結果報告議会上程用計画案の決定3月20日に対しています。 3月 3月定例議会に介護保険条例の上程	年	期日・期間	内 容		
令和5年 ・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査 7月31日 第1回策定委員会 概要説明 アンケート調査の結果分析サービス見込み量推計 第2回策定委員会計画素案提示 第3回策定委員会計画素案審議サービス見込み量推計保険料の仮設定 第4回策定委員会計画素案審議(最終)パブリックコメントの実施承認 12月19日 計画素案審議(最終)パブリックコメントの実施承認 1月9日 パブリックコメントの実施 ~2月8日 (計画案の公開・意見募集) 第5回策定委員会 第5回策定委員会 3月20日 パブリックコメント結果報告議会上程用計画案の決定 3月 3月定例議会に介護保険条例の上程	△和 / 左 -	人 和 // 左 11 日 -	アンケート調査の実施		
・在宅介護実態調査 第1回策定委員会 概要説明 アンケート調査の結果分析 サービス見込み量推計 第2回策定委員会 計画素案提示 第3回策定委員会 計画素案審議 サービス見込み量推計 保険料の仮設定 第4回策定委員会 計画素案審議(最終) パブリックコメントの実施承認 1月9日 パブリックコメントの実施 〜2月8日 (計画案の公開・意見募集) 第5回策定委員会 第5回策定委員会 3月 3月定例議会に介護保険条例の上程			・日常生活圏域ニーズ調査		
7月31日 概要説明 アンケート調査の結果分析 サービス見込み量推計 第2回策定委員会 計画素案提示 第3回策定委員会 計画素案審議 サービス見込み量推計 保険料の仮設定 第4回策定委員会 計画素案審議(最終) パブリックコメントの実施承認 1月9日 ペ2月8日 1月9日 パブリックコメントの実施 (計画案の公開・意見募集) 第5回策定委員会 パブリックコメント結果報告 議会上程用計画案の決定 第5回策定委員会 パブリックコメント結果報告 議会上程用計画案の決定 3月 3月定例議会に介護保険条例の上程	令和 5 年	令和 5 年 2 月	・在宅介護実態調査		
概要説明		7 0 01 0	第1回策定委員会		
サービス見込み量推計 第 2 回策定委員会 計画素案提示 第 3 回策定委員会 計画素案審議 サービス見込み量推計 保険料の仮設定 第 4 回策定委員会 計画素案審議(最終) パブリックコメントの実施承認 1月9日 パブリックコメントの実施 ~2月8日 (計画案の公開・意見募集) 第 5 回策定委員会 ・ パブリックコメント結果報告 議会上程用計画案の決定 3 月 3 月定例議会に介護保険条例の上程		/月31日	概要説明		
第2回策定委員会 計画素案提示 11月28日 第3回策定委員会 計画素案審議 サービス見込み量推計 保険料の仮設定 第4回策定委員会 計画素案審議(最終) パブリックコメントの実施承認 1月9日 パブリックコメントの実施 〜2月8日 (計画案の公開・意見募集) 第5回策定委員会 パブリックコメント結果報告 議会上程用計画案の決定 3月 3月定例議会に介護保険条例の上程					
令和5年 10月24日 計画素案提示 11月28日 第3回策定委員会 計画素案審議 サービス見込み量推計 保険料の仮設定 第4回策定委員会 計画素案審議(最終) パブリックコメントの実施承認 1月9日 パブリックコメントの実施 (計画案の公開・意見募集) 令和6年 2月20日 パブリックコメント結果報告 議会上程用計画案の決定 3月 3月定例議会に介護保険条例の上程			サービス見込み量推計		
令和5年 計画素案提示 第3回策定委員会 計画素案審議 サービス見込み量推計 保険料の仮設定 第4回策定委員会 計画素案審議(最終) パブリックコメントの実施承認 1月9日 パブリックコメントの実施 ~2月8日 (計画案の公開・意見募集) 第5回策定委員会 パブリックコメント結果報告 第5回策定委員会 パブリックコメント結果報告 第5回策定委員会 パブリックコメント結果報告 第会上程用計画案の決定 3月定例議会に介護保険条例の上程		10 0 04 0	第2回策定委員会		
11月28日 計画素案審議 サービス見込み量推計 保険料の仮設定 第4回策定委員会 12月19日 計画素案審議(最終) パブリックコメントの実施承認 1月9日 パブリックコメントの実施 (計画案の公開・意見募集) 令和6年 2月20日 3月 3月定例議会に介護保険条例の上程		10月24日	計画素案提示		
計画素案審議 サービス見込み量推計 保険料の仮設定 第4回策定委員会 計画素案審議(最終) パブリックコメントの実施承認 1月9日 パブリックコメントの実施 ~2月8日 (計画案の公開・意見募集) 第5回策定委員会 パブリックコメント結果報告 議会上程用計画案の決定 3月 3月 3月定例議会に介護保険条例の上程	 令和 5 年	11月28日	第3回策定委員会		
保険料の仮設定第4回策定委員会計画素案審議(最終)パブリックコメントの実施承認1月9日パブリックコメントの実施~2月8日(計画案の公開・意見募集)第5回策定委員会第5回策定委員会パブリックコメント結果報告議会上程用計画案の決定3月3月定例議会に介護保険条例の上程			計画素案審議		
第4回策定委員会 計画素案審議(最終) パブリックコメントの実施承認 1月9日 パブリックコメントの実施 ~2月8日 (計画案の公開・意見募集) 第5回策定委員会 ・ パブリックコメント結果報告 ・ 議会上程用計画案の決定 3月 3月定例議会に介護保険条例の上程			サービス見込み量推計		
12月19日 計画素案審議(最終) パブリックコメントの実施承認 1月9日 パブリックコメントの実施 〜2月8日 (計画案の公開・意見募集) 第5回策定委員会 パブリックコメント結果報告 議会上程用計画案の決定 3月 3月定例議会に介護保険条例の上程			保険料の仮設定		
パブリックコメントの実施承認			第4回策定委員会		
1月9日 パブリックコメントの実施 ~2月8日 (計画案の公開・意見募集) 第5回策定委員会 令和6年 2月20日 パブリックコメント結果報告 議会上程用計画案の決定 3月 3月定例議会に介護保険条例の上程		12月19日	計画素案審議(最終)		
~2月8日(計画案の公開・意見募集)第5回策定委員会今和6年2月20日パブリックコメント結果報告 議会上程用計画案の決定3月3月定例議会に介護保険条例の上程			パブリックコメントの実施承認		
第5回策定委員会令和6年2月20日パブリックコメント結果報告 議会上程用計画案の決定3月3月定例議会に介護保険条例の上程		1月9日	パブリックコメントの実施		
令和6年 2月20日 パブリックコメント結果報告 議会上程用計画案の決定 3月 3月定例議会に介護保険条例の上程		~2月8日	(計画案の公開・意見募集)		
議会上程用計画案の決定 3月 3月定例議会に介護保険条例の上程			第5回策定委員会		
3月 3月定例議会に介護保険条例の上程	令和6年	2月20日	パブリックコメント結果報告		
			議会上程用計画案の決定		
計画の印刷製本		3 月	3月定例議会に介護保険条例の上程		
			計画の印刷製本		